

合名会社期における三井物産の銀行取引

—明治 26～42 年の三井物産元帳による分析—

麻 島 昭 一

On the Connections between
the Mitsui Bussan Kaisha and Banks, 1893-1909

Shoichi Asajima

1. はしがき
2. 貸借対照表における借入・預金の検討
3. 元帳における預借金科目の内容
4. 元帳における預金取引
 - 1) 当座預金
 - 2) その他預金
5. 元帳における借入金等
 - 1) 借入金
 - 2) 当座借越
 - 3) 支払利息からの検証
6. むすび

1. はじめに

本稿は三井物産の銀行取引に関する第2論文である⁽¹⁾。すなわち、創業期三井物産の銀行取引の分析に続いて、合名会社期のそれについて分析する。物産が営業活動を展開するとき、また諸投資を行うとき、自己資金で賄うか、外部資金に依存するか資金調達の問題が不可避であろう。外部資金に依存する場合、銀行からの借入等が想定される。現実の姿は、発生する資金需要に対していかに資金調達するかという形で展開されようが、必要資金の発生とそれへの対応を把握することは、いわゆる資金繰りを表す資料なしには不可能である。そこで視角を変えて、物産がいかなる銀行といかなる取引を結んでいたかを解き明かすことによって、物産の資金需給の実態に間接的に迫ることができると思う。具体的には物産がいかなる銀行から借入等を行い、預金をしていたのかを解明することが課題となる。ところが前稿で説明したところであるが、三井物産がいかに銀行と取り引きしていたか、とくに預金・借入面での関係について示す資料は得られず、具体的な姿は従来空白のままであった。そこで残されている三井物産本店の元帳から銀行取引の記録を摘出し、いかなる銀行と借入・預金関係を持っていたのかを検証することにした。前稿では三井物産の創業期(明治 9～26 年)について銀行取引を考察し、本稿では合名会社期(明治 27～42 年)のそれを対象とする。

ところで三井物産の発展過程で、合名会社期はどのような位置づけであろうか。

三井物産の合名会社への改組は、三井家の4事業—銀行、物産、鉱山、呉服店の合名会社への改組の一環をなしていた。三井物産合名会社の資本金は100万円であるが、「(三井物産会社)資産が“三井家の資産”として回収され、三井家の事業として資本金を交付する手続」がとられ、その出資は「三井組の有価証券類を三井銀行に売却することによって賄われた」⁽²⁾といわれる。当時の三井物産の営業について「初期の御用商売中心からしだいに総合商社へと展開を遂げ、企業勃興の波に乗ってますます営業規模を拡大した。……しかし、三井物産会社の営業の本格的展開は日清戦争を経過したあとであり、ことにその営業規模の飛躍的拡大は、日露戦争を契機とするものであった。三井物産会社にとっての明治20年代は、いわばその後の急激な発展にさきだつ準備期とみることができよう」⁽³⁾と説明されている。

合名会社期全体の営業拡大ぶりを計数的に表示することは資料的に困難であるが、明治30年以降につき商品取扱高(年間)でみると、同年の5373万円は37年に1億円を超え、42年では2億2374万円と急拡大をみせ⁽⁴⁾、輸出入でみると全国シェアは30年の11.5%から24.3%へと拡大している⁽⁵⁾。のちの第一次大戦期には及ばないが、まさに一大飛躍である。

このような営業拡大の下では、これを支える資金調達は重要な問題となるが、物産幹部は「主として、(1)三井銀行からの借入れにつとめること、(2)横浜正金銀行との緊密な関係を保ち、その金融を活用すること、(3)三井家の対外信用を十分に活用して、極力、外国銀行の利用をはかることなどで、資金の調達をはかることとした」⁽⁶⁾といわれている。本当にそうなのか、それが本稿で解明されねばなるまい。

(1) 第1論文は、拙稿「創業期三井物産の銀行取引」(専修大学)『社会科学年報』42号、2008年3月を指す。

(2) 『三井事業史 本編第2巻』542～3頁。

(3) 同上、578頁。

(4) 同上、693頁参照。

(5) 『稿本三井物産株式会社100年史 上』173頁の第1表「全国対三井物産輸出入取扱高」参照。

(6) 同上、189頁。

2. 貸借対照表における借入・預金の検討

合名会社期の三井物産において貸借対照表では、借入・預金はいかに記載されているか。第1表は該当する科目を摘出したものであるが、三井銀行はよいとして、三井銀行以外は「その他銀行」と一括されており、銀行以外の借入金も併せて表示している。

まず、大蔵省借入金は創業期から数万円規模が続いて、明治 30(1897)年上期に一举に 160 万円となり、さらに借り増しが進み、32 年下期には 503 万円に達している。翌期には 470 万円を返済、残高は 30 万円台横這いとなり、35 年上期には消滅した。大蔵省借入は長く続き、30 年代前半の物産では格段に多額な借入先であった⁽¹⁾。「その他借入金」は時には数十万円の残高であるが、概して少額であり、特に 31 年上期以降は 1000 円未満の残高が続く、大蔵省借入と同時に消滅している。それがいかなる意味の借入かは、貸借対照表からは窺い知ることはいできない。

また、37 年下期から三井家同族会からの借入が発生し、その残高は多額で、時には 700 万円に及ぶことになっている。しかし後述するように、元帳による検討の結果では、それは借入ではなく、同族会からの物産増資に備えての預り金であった。貸借対照表の表示は誤りといわねばならない。

第 1 表 貸借対照表上の銀行取引等

決算期	貸方			借方		貸方		借方		貸方
	大蔵省 借入金	その他 借入金	同族会 借入金	三井銀行		その他銀行		当座	借入	支払手形
				勘定	当座	勘定	当座			
26年下期	50,664	435,958			33,057	538,382		24,989		275,568
27年上期	47,264	352,364			15,246	427,800		13,911		632,462
下期	47,264	41,576		77,689		547,000	115,655			306,000
28年上期	44,264	40,950		25,276		557,000	196	10,746		221,000
下期	44,264	8,225		209,813		95,000	85,330			29,033
29年上期	41,264	10,924			29,960	50,000	8,122			491
下期	91,264	777			538,428	281,500	3	14,669		211,866
30年上期	1,638,544	32,007			418,789	942,400	21	834		1,222
下期	1,538,746	201,611			382,991	1,185,000	267			391,255
31年上期	2,086,064	837			163,359	265,000	25,952			165,888
下期	2,895,601	717			71,497	1,495,000	4,798			186,391
32年上期	3,797,474	735			72,801	81,600	1,363			4,976
下期	5,031,829	735			356,397	889,271	17,927			1,338
33年上期	314,830	772			424,322	116,200	24,656	264		1,139,635
下期	328,051	792			125,392	408,600	417		130,600	220,700
34年上期	343,973	792		274,548			200		308,973	331,741
下期	325,095	658				7,027	774		99,614	24,539
35年上期				70,296		439,229	237,439		99,999	96,963
下期				1,268,444		419,229	70,082			178,098
36年上期				398,667		565,229	339,519			2,172
下期				222,655		606,409	289,632			372
37年上期				292,894	4,700	606,409	358,920			1,230,434
下期			920,000	34,499	83,945	662,709	183,066			1,209,658
38年上期			1,450,000	244,645		666,281	133,140			1,085,323
下期			2,450,000	178,413		512,209	149,768			2,067
39年上期			3,650,000	135,672		1,022,967	14,411		200,000	878,586
下期			4,320,000		1,635,036	307,125	15,697		700,000	1,551,396
40年上期			5,000,000	281,708		946,436	110,904		1,000,000	1,057,022
下期			7,060,000	397,959		745,000	308,835		1,000,000	651,292
41年上期			5,690,000	123,855		729,000	118,368		1,000,000	3,600,525
下期			5,690,000	77,790		1,630,000	127,839		850,000	353,358
42年上期			5,790,000	256,092			65,363		700,000	2,501,341
下期			6,120,000	603,540			373,267		550,000	3,360,195

〔備考〕『稿本三井物産株式会社100年史』の資料編第7章決算より計算の上作成。

他方、銀行関係のうち三井銀行については、借方の「三井勘定」、貸方の「当座預金」「三井勘定」に分かれるが、その説明がないので確言はできないものの、借方の「三井勘定」は当座預金を、貸方の「当座預金」は当座借越を、同「三井勘定」は借入金と想像すれば、一応つじつまが合う⁽²⁾。その仮定に立てば、33年下期までの多くの期では当座借越が発生し、時には数十万円の残高が見られ、資金調達上当座借越が重要な役割を果たしていたと思われる。それ以後は39年下期の例外(164万円の当座借越)を除き、当座借越は発生して居らず、調達方針が変化したことを意味しよう。貸方の「三井勘定」も一切説明がないが、借入金と推察され、時には残高100万円を超え、激しく残高が動いている。とにかく三井銀行への依存は確かにせよ、曖昧な勘定科目で実態を把握することは難しい。

「その他銀行」においてもいかなる銀行に依存していたかは全く不明で、三井銀行と同様、借方の「その他銀行当座勘定」が当座預金残高、「その他銀行当座」が当座借越残高を意味し、貸方の「その他銀行借入金」はその通りの借入であろう⁽³⁾。「その他銀行」においては当座借越の発生は僅かであり、33年上期までは物産の資金調達には僅かな関係と云うべきであろう。34、5年に借入金が発生、39年上期から継続的に多額の借入が見られるようになり、三井銀行と共に資金供給面で大いに関係するようになる。

なお、支払手形を参考表示したが、その中に実質上の借入が含まれている可能性を考えただからである。その残高は期によって大いに揺れ動いていることが分かるが、これだけでは借入金を含むか否かはもちろん判別できない。

要するに、貸借対照表の表示は合名会社期になっても曖昧さが続き、実態は浅くしか把握できない。もともと貸借対照表から個別具体的な銀行取引を求めることは門違いではあるが、勘定科目の曖昧さが実態把握を大きく阻んでいることを指摘しておきたい。

- (1) 『稿本三井物産株式会社 100年史 上』では、「明治32～33年に大蔵省からの借入残高が、なぜこれほど多額に上ったかは明らかでない。……この時期に海軍からの受注につとめ、…軍艦の購入に着手したので、それと関係があるのかもしれない」(191頁の注1)と推測している。
- (2) 三井銀行の場合、その期によって残高は当座預金の預金高か、借越高かいずれかの表示となるはずであろう。37年上、下期には双方が記載されて不可解であるが、何らかの事情があるのかも知れない。
- (3) 「その他銀行」が複数あるならば、その期によっては借越のある銀行とそれがない銀行が並列していることが想像され、その期に預金残高と借越残高が同時に表示される訳である(28年上期、29年下期、30年上期、33年上期が該当)。

3. 元帳における預借金科目の内容

さて、貸借対照表が銀行取引を十分表現していないとすれば、元帳による方法が解明の残された道である。元帳から得られる銀行取引と目される科目残高は第2表のとおりであるが、その内容の検討に入る前に次のことを付言して置かなければなるまい。すなわち、第1表にあった「大蔵省借入金」、「その他借入金」「同族会借入金」のいずれも第2表には登場しない。別言すれば元帳に見当たらないのである。最後の「同族会借入金」は科目こそ設定されていないが、支払手形に含まれていることが解明できたのでよいが（後述）、前二つの科目は完全に消えている。確かに大蔵省借入関係諸科目は明治15(1882)年まで元帳にあったが、以後も残高が貸借対照表上で表示されているところをみると、元帳から姿を消しているのは不可解である。実態がなくなったのではなく、元帳とは切り離されて別扱いの処理となったからではあるまいか⁽¹⁾。したがって本稿では、表示されなくなった「大蔵省借入金」「その他借入金」については触れることはできず、別途解明の方法を探る外はない。

それでは銀行関係の科目はどうであろうか。その特徴を指摘してみよう。

第1に、預金については当座預金が三井、第一、横浜正金、香港上海の各行に設けられ、当座と区別された別口が三井、正金、香上に設けられている。三井銀行の当座預金を終始一貫利用しており、その残高は大きく変動している。第一銀行の当座はなぜか明治33(1900)年下期～39年下期の間利用が休止しており、正金・香上両行の当座は明治28年上期以降継続して利用している。残高を見る限り、正金の一時期を除き第一、正金、香上3行とも三井ほど多額ではない。そして三井では頻繁に当座借越が発生し、第一、正金にも発生したことがあるが、香上ではそれが無い(当座借越残であるのは△印)。

他方、別口の内容は、次のようである。

「三井銀行別口勘定」は明治27年下期、28年上期のみ発生し、入金分はほぼ全額「当座預」となっているが、その内容は明らかでない⁽²⁾。

「三井銀行別途貸借勘定」は明治32年下期、33年上期のみ発生し、内容は今ひとつ明らかでなく、一時的に設けられたものといえよう⁽³⁾。

「三井銀行第2別口」は明治37年上期から38年上期まで存在しているが、本支店社員の戦時貯金であった。三井銀行に各人別に預け、引き出す受け皿としての勘定であった。少額資金の出入りである。

「香港上海銀行別口勘定」は明治37年上期から39年上期まで存在しているが、37年6

第 2 表

元帳における銀行関係科目

決算期	借方		貸方		借方		借方		借方		借方		貸方		貸方	
	当座	勘定	三井銀行	貸方	貸方	第一銀行	借方	借方	借方	借方	借方	借方	借方	貸方	貸方	貸方
	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
26年上期	△ 67,549	1,210,493														
下期	△ 33,507	538,382														
27年上期	△ 15,246	427,800														
下期	△ 77,689	547,000														
28年上期	△ 25,276	557,000														
下期	△ 209,813	95,000														
29年上期	△ 29,960	50,000														
下期	△ 538,428	281,550														
30年上期	△ 418,789	942,400														
下期	△ 382,991	1,185,000														
31年上期	△ 165,981	265,000														
下期	△ 71,497	1,495,000														
32年上期	△ 72,801	81,600														
下期	△ 356,397	231,600														
33年上期	△ 424,322															
下期	△ 125,392															
34年上期	△ 274,548															
下期	△ 7,027															
35年上期	△ 171,387															
下期	△ 1,268,444															
36年上期	△ 398,667															
下期	△ 222,655															
37年上期	△ 279,918															
下期	△ 196,406															
38年上期	△ 244,645															
下期	△ 178,413															
39年上期	△ 135,672															
下期	△ 251,917															
40年上期	△ 281,707															
下期	△ 397,959															
41年上期	△ 123,855															
下期	△ 77,790															
42年上期	△ 256,092															
下期	△ 888,266															

(単位:円)

〔備考〕1.三井物産元帳より計算の上作成。以下の諸表も特に断らない限り同様。

2. 当座の△印は借越を示す。支払手形欄の()内は、貸借対照表上「支払手形」額であるが、「支払手形」欄の合計と一致しない理由不詳。

月 26 日「倫敦信用状担保として定額預分年利 5 分割」12.5 万円が記載されてからそのまま据え置かれ、39 年 1 月 29 日で解消している。

以上のごとく「三井銀行第 2 別口」「香港上海銀行別口勘定」は預金の性格を持っており、特殊な内容から一般取引とは区別されていたといえよう。そして上記以外の科目を点検しても銀行への預け金は見当たらず、目下のところ「なし」と考えざるを得まい。

第 2 に、借入金についてである。三井銀行からの借入金は「三井銀行勘定」で表示され、創業期からその表示が続き、32 年上期で終わっている。以後、借入がなかったわけではなく、「支払手形」での処理に変更されたと見られる(後述)。同行からの借入金残高は時期によって大きく揺れ動き、最多は約 150 万円に及んでいる。

また、三井銀行にはそれ以外に明治 35 年上期から 40 年下期まで「三井銀行別口勘定」があるが、その内容は物産と取引する豊国炭坑を援助するための三井銀行からの借入であった。すなわち、35 年 4 月 26 日付で三井銀行門司支店が証書借入した 46 万円をこの勘定に移し(5 月 7 日)、以後 17 万円の追加、39 年下期には 100 万円追加したが、40 年 10 月すべてを返済して終了している。

正金銀行にも明治 33 年下期から 36 年上期まで「正金銀行別口勘定」が存在しているが、その内容は石炭荷為替の前借金とその返済であった(一部人參荷為替もある)。残高は最多で 30 万円強であるが、取引件数は少なくない。1 件金額では少額が多いが、10 万円台や、最多で 30 万円もあり、短期で返済されている。

さらに、39 年上期以降日本興業銀行からの借入金が発生し、その残高は 100 万円に及んでいる。

それ以外に借入金はなかったのであろうか。実は支払手形のうちに、実質上の借入金が含まれている。すなわち、銀行宛に約束手形を振り出し、期日に決済する方式で銀行からの信用を引き出している事例が少なからず発見される。そして明治 39 年上期に「支払手形」は「支払約束手形」「支払送金手形」「支払為替手形」に分解され、「支払約束手形」が主として銀行からの借入金を表現することになる⁽⁴⁾。

なお、『稿本三井物産株式会社 100 年史 上』では、三井銀行および他の銀行からの年度末借入金額推移を掲げているが、第 2 表の諸要素と照合すると借入金とはいえず、表示が不適當、かつ疑問もあり、採用しがたい⁽⁵⁾。

(1) 元帳の勘定科目を丁寧に検証しても、それまであった大蔵省関係科目は見当たらず、他の科目

に含まれている可能性もない。明治 16 年に会計処理を変えたと云わざるを得まい。

- (2) 明治 27 年下期では No.1～No.21 まで 56 万余円が入金され、ほぼ同額が逐次「当座預」になって、残高は零。28 年上期でも No.105～No.111 まで 24 万円弱が入金され、全額が逐次「当座預」となって、残高は零である。いずれも残高零なので第 2 表には表示されていない。
- (3) 期の累計で見ると、貸方には小切手で 1 号から 32 号までの入金(1,382,907 円)、当座利子振替え(3 件 23,572 円)、約束手形振替え(4 件 140 万円)があり、借方には預け高計 2,475,302 円、返却高 (2 件 236,000 円)、払込高 14,000 円があるが、いかなる意味を有する取引か明らかにし得ない。
- (4) 貸借対照表上の支払手形残高と元帳のそれは 38 年下期まで一致しており、39 年上期に約束、送金、為替の 3 つに分解表示されたあと、期によって不一致を生じている。39 年下期、40 年上期、42 年下期がそれである。元帳の支払為替手形は記載があっても残高は常に零であるから、約束手形と送金手形の合計残高が貸借対照表上の支払手形と一致しないのは不可解である。
- (5) 同書が掲げる「銀行別借入残高」表に元帳から得られたものを対比させると次のようである。まず三井銀行をみよう(単位千円)。

	銀行別 借入残高	元帳記載内容					
明 27	547	借入金	547				
28	95	"	95				
29	820	"	282	当座借越	538		
30	1,568	"	1,185	"	383		
31	1,566	"	1,495	"	71		
32	1,246	"	231	"	356	別途借入	613
33	534			"	125		
34	7			"	7		
35	419					別口借入	419
36	606					"	606
37	747					"	606
38	512					"	436
39	1,942			"	252	"	1,321
40	745	(該当なし)					
41	1,630	(該当なし)					
次に他の銀行。							
明 29	15			正金当座借越	15		
33	131			正金別口借入	131		
34	100			"	"	100	
39	700	興銀借入	600				
40	1,000	"	1,000				
41	850	"	850				

以上のように「借入額」と元帳で判明した内容が金額的に一致し、「借入額」の表示が不当である場合があり、また不一致であって「借入額」に何が含まれているのか不可解な場合もある。いずれにせよ同書の「銀行別借入残高」をそのまま受け取ることはできない。

4. 元帳における預金取引

1) 当座預金

合名会社期の三井物産元帳では第2表にみるごとく、当座預金勘定がそれまでの三井、第一両行だけでなく、明治27(1894)年下期に香港上海、28年上期に横浜正金が加わっている。ただし第一銀行では34(1901)年上期から39年下期まで当座預金が解消され、40年から復活するが、一時期なぜ解消したかは明らかでない。第3、4表では、各行につき期末残高だけでなく、その期の入出金の件数、累計金額を表示し、利用頻度、規模を示している。以下、当座預金の利用状況を検討しよう。

第1に、三井の当座が活発に利用され、他の3行とは大きな差を見せている。創業期の第一は三井と並んで多用されていたが、合名会社期ではやや低調であり、むしろ正金の当座が三井に次いで多用されている。香上の当座は30年代末期からやや活発になるが、4行のうち小規模な利用である。

第2に、当座借越が30年代前半まで多く発生し、三井が特に多く、第一、正金にも見られるが、香上はまったくない。三井の当座借越残高は33年頃までほぼ毎期みられ、時には50万円を超えるほど多額であって、物産が当座借越を資金調達上多用していたことが知られる。34年以降には借越残はほとんどみられず、借入金依存へ方針を変えたごとくである。

第3に、入出金の規模を見ると三井が断然多く(30年代前半の半期数百万円規模は40年代には3、4千万円規模へ増大)、正金がそれに次ぎ(同じく2、3百万円規模は7百万円程度へ増大)、復活後の第一、香上が2、3百万円程度であった。件数をみると、入出金とも三井は半期100~200件程度、1件当たり金額は数万円から20万円程度へと増加している。一応、ほぼ毎日当座で入出金があり、1件当たり金額が大型化していることを意味しよう⁽¹⁾。第一も明治20年代後半は三井より件数が多く、毎日のように当座で入出金していたこと、すなわち物産は活発に第一の当座を利用していたことを示すが、30年代には第一から三井へ当座利用の重心を転換させたごとくである。第一の当座の動きは以後低調である。正金は半期数十件が続き、1件当たり金額は第一より多く、次第に大型化していく点は三井に近い。香上は最も入出金の件数がすくなく、散発的に当座が利用されていた程度である。1件当たりは正金より少なく、第一並みといえよう。

元帳における当座取引の記載は小切手番号だけで、取引内容を知り得ない点は、創業期と同様である。概して云えば、出金の件数が入金のそれより多いことは、入金が集まった金額であるのに対し、出金はよりこまごまとした金額であることを意味しよう⁽²⁾。

第 3 表 当座預金取引(三井・第一両行)

(単位:円)

決算期	三 井 銀 行					第 一 銀 行				
	件数	入金	1件当たり	出金	残高	件数	入金	1件当たり	出金	残高
26年上期	78	1,490,911	19,114	1,460,778	△ 67,549	136	997,478	7,334	1,015,946	4,556
下期	103	1,816,792	17,639	1,782,300	△ 33,507	135	738,105	5,467	745,240	3,689
27年上期	53	896,898	16,923	879,087	△ 15,246	190	2,290,992	12,058	2,279,914	8,803
下期	75	1,586,845	21,158	1,493,910	9,109	199	2,401,984	12,070	2,272,418	4,676
28年上期	90	2,249,251	24,992	2,301,664	13,782	170	1,550,484	9,120	1,673,413	6,436
下期	111	2,360,424	21,265	2,175,887	15,006	164	1,915,903	11,682	1,867,227	6,717
29年上期	147	5,299,856	36,053	5,539,629	21,306	131	1,053,262	8,040	1,089,246	3,436
下期	188	4,030,905	21,441	4,539,373	14,411	94	574,567	6,112	579,995	3,432
30年上期	173	5,639,347	32,597	5,519,707	17,249	9	46,258	5,140	46,632	2,221
下期	165	8,948,433	54,233	8,912,635	53,369	28	500,923	17,890	500,525	14,301
31年上期	147	7,812,375	53,145	7,595,365	48,072	43	547,413	12,731	547,401	13,351
下期	219	12,382,720	56,542	12,288,236	54,133	55	967,439	17,590	697,358	11,623
32年上期	197	10,425,700	52,922	10,427,004	42,386	16	434,299	27,144	434,098	21,705
下期	127	8,547,294	67,302	8,830,891	42,052	58	1,705,587	29,407	1,688,423	37,521
33年上期	149	10,517,806	70,589	10,585,731	52,665	113	1,922,009	17,009	1,939,744	29,390
下期	151	8,632,089	57,166	8,333,159	49,309	34	653,761	19,228	653,497	24,204
34年上期	156	6,054,171	38,809	5,654,237	22,087					
下期	129	4,124,640	31,974	4,406,215	19,241					
35年上期	126	4,175,172	33,136	3,996,758	26,123					
下期	149	9,618,337	64,553	8,521,280	54,976					
36年上期	150	14,172,582	94,484	15,042,459	68,065					
下期	187	12,782,639	68,356	12,958,652	46,782					
37年上期	177	17,591,431	99,387	17,534,168	70,418					
下期	192	28,057,922	146,135	28,141,434	158,098					
38年上期	154	32,085,152	208,345	31,756,563	207,559					
下期	154	26,665,926	173,155	26,732,158	165,013					
39年上期	157	30,194,477	192,322	30,237,218	190,171					
下期	159	26,214,427	164,871	26,602,016	160,253					
40年上期	162	27,053,339	166,996	26,519,715	176,798	22	2,263,750	102,898	2,292,137	84,894
下期	172	31,964,913	185,843	31,848,661	201,574	17	813,130	47,831	823,849	39,231
41年上期	157	41,832,402	266,448	42,106,506	263,166	6	157,869	26,312	78,610	19,653
下期	156	28,684,189	183,873	28,730,254	176,259	60	3,693,433	61,557	3,672,179	30,349
42年上期	146	24,667,231	168,954	24,488,928	154,018	48	3,416,138	71,170	3,481,692	31,942
下期	118	19,733,371	167,232	19,101,197	161,875	44	2,019,674	45,902	2,037,603	25,470

第 4 表

当座預金取引(正金・香上両行)

(単位:円)

決算期	横 浜 正 金 銀 行				香 港 上 海 銀 行			
	件数	入金 1件当たり	出金 1件当たり	残高 1件当たり	件数	入金 1件当たり	出金 1件当たり	残高 1件当たり
27年下期					1	15,000	15,000	0
28年下期	10	51,416	5,142	6	4	29,806	29,610	196
29年下期	74	790,105	10,677	50	53	195,808	195,929	75
29年上期	67	1,645,560	24,561	59	66	233,337	230,767	2,645
30年下期	61	1,147,726	18,815	63	16	241,857	244,498	3
30年上期	73	1,337,468	18,321	63	23	305,891	305,874	20
31年下期	76	2,644,074	34,790	72	7	174,342	174,306	57
31年上期	75	2,410,803	32,144	74	4	174,607	174,558	86
32年下期	93	2,879,349	30,961	78	33	1,013,588	1,010,010	3,664
32年上期	79	4,036,185	51,091	69	33	872,826	875,856	634
33年下期	35	1,021,397	29,183	35	33	924,518	924,714	438
33年上期	52	1,941,775	37,342	49	13	303,310	303,425	323
34年下期	86	4,269,821	49,649	69	4	52,398	52,700	21
34年上期	83	4,729,865	56,986	83	15	433,699	433,700	24
35年下期	66	3,233,096	48,986	82	11	302,729	302,700	53
35年上期	70	3,142,988	44,900	75	18	757,147	757,062	138
36年下期	74	3,622,511	48,953	54	24	643,866	643,245	759
36年上期	60	4,486,801	74,780	37	14	807,151	807,000	909
37年下期	69	3,767,135	54,596	76	15	550,667	549,053	2,523
37年上期	52	6,208,824	119,400	74	28	1,375,421	1,372,619	5,325
38年下期	44	4,579,909	104,089	55	34	2,043,438	2,043,324	5,439
38年上期	43	3,809,274	88,588	48	35	2,363,976	2,366,602	2,813
39年下期	40	3,679,828	91,996	42	29	2,453,640	2,449,364	6,989
39年上期	52	4,115,426	79,143	45	22	3,413,297	3,414,195	6,091
40年下期	42	3,273,758	77,947	40	27	1,907,445	1,910,559	2,977
40年上期	54	6,624,599	122,678	63	28	2,119,070	2,086,606	35,441
41年下期	47	5,239,243	111,473	36	36	2,374,253	2,360,692	84,310
41年上期	71	7,143,504	100,613	58	22	2,263,750	2,292,137	20,615
42年下期	81	7,079,228	87,398	67	17	813,130	823,849	9,896
42年上期	80	4,336,865	54,211	57	26	1,276,802	1,278,758	7,940
下期	39	2,113,626	54,196	32	18	1,135,484	1,129,505	13,919

- (1) 正確に言えば、創業期では当座の入出金が1件ずつ記載されていたが、合名会社期の37年頃から1日の入出金を一括して記載するようになっていた。半期の件数が営業日数にほぼ見合って一定化するの是一括処理のためであろう。もし一括を個々の取引に分解して計算できれば件数はもっと多くなるはずである。一括で記載されているからには、個々の取引が大型化していたか否かは結論できないかも知れない。
- (2) 三井で顕著に見られるこの傾向は、一日の取引を一括記載する前のことであって、37年頃から入金と出金の件数があまり変わらないのは一括され、毎日動きがあるからと思われる。

2) その他の預金

結論を先に云えば、合名会社期では当座預金以外の預金の存在をほとんど見出すことができない。すなわち、元帳には「預金」を示す科目が設定されて居らず、他の科目から探し出すほかはない。その点は創業期でも同様であるが、創業期には「貸金」に含まれているものを僅かながら探し出すことができた。ところが合名会社期の「貸金」には該当がなく、他の科目を点検しても見当たらなかった⁽¹⁾。あとは「利息」における受取利息から検証する外はない。

第5表は当該期の「利息」勘定における貸方記載内容の検証である。ただし銀行関係に限定したものである。すなわち、借入金等の支払利息は「利息」勘定の借方に記入され、貸方には支払利息戻入と受取利息(預金利息が含まれる)が記入されているから、その受取利息から預金利息の有無を調べ、あれば預金の存在を推定する訳である。第5表では毎年の当座預金利息と支払利息戻入が計算されているが、当座以外の預金利息として香上銀行の定期預金利息とポンド預金利息が検出された。すなわち、前者は明治38,39年の各6,250円で、そこから元本12.5万円の定期預金の存在が判明する⁽²⁾。後者は38年に倫敦別口でのポンド預金利子であった⁽³⁾。しかしそれ以外の預金利息は見当たらず、当座以外の預金の存在は以上の香上銀行定期のみと結論せざるを得ない。

- (1) 創業期の元帳に設定されている「利息」勘定では、借方が支払利息、貸方が受取利息であったから、そこから着想して、合名会社期で設定されている「預り金」の科目において、貸方が「預り金」、借方が「預り金」返金と「預け金」となっていないかを見込んで点検したが、「預け金」は一切なかった。
- (2) 元帳には次の記載がある。

明治38年2月2日「25/1/37 定期預金 ¥125,000 二対スル1ヶ年分利子入 香上銀行」6250
円

同39年1月29日「香上銀行定期預金ニ対スル23/1/38-25/1/39 1年分利子入」6250
円

第 5 表 受取利息の銀行関係

	明27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
日本銀行																
当座	105															
戻入																
三井銀行			1,504	11		18	1	108	6,472	9,178	2,565	11,146	8,191	6,953	5,431	12,027
当座	15			24	77	6,000	19,502				10,904	1,806	1,282	2,420		
戻入	15		1,504	35	77	6,018	19,503	108	6,472	9,178	13,469	12,952	9,473	9,373	5,431	12,027
第一銀行																
当座	69	230	342		168	70									1,447	784
戻入								221				176				
計	69	230	342		168	70		221				176			1,447	784
正金銀行																
当座			60		404	863	578	1,737	1,399	4,637	1,873	1,511	1,741	1,843	2,567	1,906
戻入							4,992	1,737	1,399	4,009	1,873	1,511	1,741	1,843	2,567	1,906
計			60		404	863	5,570	1,737	1,399	8,646	1,873	1,511	1,741	1,843	2,567	1,906
香上銀行																
当座		25	149	86	14	423	245	46	122	614	711	342	1,324	920	1,346	885
定期												6,250	6,250			
その他												99	848			
戻入								1,785	465	*						
計		25	149	86	14	423	245	1,831	587	614	810	7,440	7,574	920	1,346	885
住友銀行																
戻入									143							
川崎・第二銀行																
戻入												7,143				
トヨタ・フロンティア																
計	189	255	2,055	121	663	7,374	25,318	3,897	8,601	18,438	16,152	29,222	18,788	12,136	10,791	17,416

〔備考〕 1. 当座＝当座預金利息、定期＝定期預金利息、その他＝当座・定期以外の預金利息、戻入＝支払利息の戻入
 2. 香上銀行の「その他」欄の*印は立替預金、**印はポンド預金。

このことから物産は香上銀行に12.5万円を定期預金として2年連続して預けていたことが判明した。その年利率は5%と逆算される。

(3) 元帳には次のように記載されている。

明治38年3月7日「竜動別口ノ内香上銀行預金£18,000ニ対スル15/12-22/1利子」432円

同年5月16日「香上銀行預金£50,000ニ対スル28/2ヨリ24/3迄ノ利子」416円

このことから倫敦で香上銀行への預金の存在が分かるが、利率や預金種目は不明である。いずれも約1カ月程度の期間であり、一時的な発生といえよう。

なお、上記とは別に次の記載もある。

明治37年1月6日「香上銀行立替預金36年下半期利子入」99円

「立替預金」とあるので、一般的な預金ではなく、ここでは捨象する。

5. 元帳における借入金等

1) 借入金

元帳における借入金には、「三井銀行勘定」、「日本興業銀行借入金」、「支払手形」に含まれている実質上の借入金があり、銀行ではないが「同族会借入金」もある。以下、その内容を検討しよう。

(1) 三井銀行勘定

まず、「三井銀行勘定」であるが、明治26(1893)年から32(1899)年までその勘定で三井銀行からの借入金等が記載されている。厳密に言えば借入金だけでなく、三井銀行からの有価証券借入も含まれている。借入金の借入・返済状況を具体的に示したのが第6表であって、そこから得られる特徴は次のようである。

第1に、明治26~32年の借入累計は922万円、年によって借入額が大きく異なる。明治26年の151万円は別とすれば27年35万円、28年57万円、29年はなく、30年75万円、31年以降増加して350万円、32年255万円という推移である。三井銀行依存は30年代になって飛躍的に増加したのである。

第2に、個々の借入額は最多で50万円(2件)、10万円以上が35件、10万円未満が24件である。前半期では10万円未満が多く、後半期では10万円以上がほとんどであって、借入金額が大型化している。

第3に、借入形態では証書借入と目される場合が33件であるが⁽⁴⁾、約束手形振出による場合が27件あり、30年まではすべて証書借入、31年以降ではほとんどが約束手形振出である。証書借入で米抵当と明示されているのが2件あるが、それ以外での担保の有無は不明である。

第 6 表

三井銀行勘定における借入と返済(借入金)

(単位:円)

借入日	摘要	金額	返済日	金額	日数
26 1 14	#38ニ借入 13/4限	30,000	26 4 12	20,000	88
26 1 23	#39 "	70,000	26 3 2	70,000	38
26 1 27	#40 "	30,000			
26 1 31	#41 "	90,000	26 7 1	86,076	151
26 2 4	#42 25/2限	47,000	26 3 23	47,000	47
26 2 9	#43 "	23,000	26 2 25	23,000	16
26 2 18	#44 31/3限	129,000	26 3 22	53,000	32
			26 3 29	60,000	39
			26 4 7	16,000	48
26 3 10	#45 8/6限	14,000	26 7 1	14,000	113
26 3 13	#46 12/3/27限	145,000	26. 4. 8 5 27.11.26 28 4 18 28 5 24	5,000 40,000 100,000	27 5 424 767 803
26 3 13	#47 "	430,000	26 7 1	430,000	110
26 3 30	#45借用証ニ借入 米抵当 29/6限	14,000			
26 3 31	#46 ニ借入 30/6限(限月受米料)	38,000	26 7 1	38,000	
26 4 6	#47借用証ニ借入 4/7限	12,000			
26 4 19	#48 " 18/7限	12,000			
26 4 28	#49 " 27/7限	23,000			
26 4 29	#50 "	18,000	26 7 1	18,000	63
26 5 2	#51証書借入 31/7限	18,000	26 7 1	18,000	63
26 5 13	#52 ニ借入 12/8限	12,000	26 7 1	12,000	63
26 5 31	#295約定期限8/6及第297約手期限20/6振出	20,000			
26 6 2	#50借用証書ニ借入 1/9払	20,000			
26 6 3	#51借用証ニ借入	15,000			
26 6 9	#302約手振出ス 6/9限	45,000			
26 6 17	#55借用証書ニ借入 15/9限	18,000	26 7 1	18,000	14
26 7 17	#56借入金 16/10限	33,000	26 8 31 26 9 25 27 3 12	2,430 19,570 11,000	45 70 238
26 7 22	#57米抵当ニ借入 21/10限	110,000	26 8 21 26 9 1 26 10 20 27 1 20	16,000 7,600 12,000 74,400	30 41 90 182
26 10 10	#58借用証書ニ借入 9/1/27限	90,000	26 11 15 27 4 10	10,000 80,000	36 182
26年計		1,506,000			
27 4 10	#60借入金 10/7限	57,000	27 10 15 27 11 30	30,000 27,000	188 234
27 12 25	#61借入金 25/12/28限 利子日歩2銭7厘	290,000	28 2 28 28 3 5 28 4 1 28 4 2 28 4 5	70,000 80,000 40,000 30,000 70,000	65 70 97 98 101
27年計		347,000			
28 3 5	#62借用証借入金 4/3/29限 利子日歩2銭5厘	170,000	28 10 14 28 10 21 28 10 25	70,000 50,000 50,000	223 230 234
28 5 21	#63借用証借入金 20/5/29限 利子日歩2銭6厘	350,000	28 5 24 28 6 8 28 7 2 28 7 31 28 9 20 28 9 30 28 10 14	46,000 34,000 50,000 100,000 50,000 40,000 30,000	3 18 42 71 122 132 146
28 11 26	正金銀行当座借越根抵当用ト第一銀行株券1千株 三井銀行ヨ借入ノ分 利息1ヶ年200円ノ割 22/12/27	50,000	30 1 10	50,000	411
28年計		570,000			

30	4	1	第1号借用証 30/9限ニテ借入 2銭5厘日歩	500,000	31	5	2	500,000	31
30	8	6	#378 第2号借用証ニテ借入	250,000	31	4	15	110,000	252
					31	4	21	40,000	258
					31	4	23	10,000	260
					31	4	29	87,000	266
					31	4	29	3,000	266
			30年計	750,000					
31	3	10	第3号借用証書ニテ借入金	500,000	31	6	2	80,000	84
					31	6	3	70,000	85
					31	6	4	35,000	86
					31	6	9	32,000	91
					31	6	9	53,000	91
					31	6	10	60,000	92
					31	6	11	25,000	93
					31	6	14	91,000	96
					31	6	14	54,000	96
31	5	2	第4号借用証書ニテ借入 1/5/99限分	300,000	31	5	4	80,000	2
					31	5	4	60,000	2
					31	5	12	20,000	10
					31	5	20	40,000	18
					31	5	20	20,000	18
					31	5	21	15,000	19
					31	5	23	65,000	21
31	7	19	#107約手ニテ借入ル	100,000	31	10	18	100,000	91
31	7	19	#108 "	200,000	31	10	18	200,000	91
31	7	19	#109 "	300,000	31	10	18	300,000	91
31	7	26	約手#115ニテ借入 23/10限	150,000	31	10	24	150,000	90
31	8	4	#120約手ニテ借入 1/11限	150,000	31	11	1	150,000	89
31	8	19	約手#124ヲ以テ三井銀行ヨリ借入 16/11限	100,000	31	11	16	100,000	89
31	8	22	約手#127ヲ以テ借入 19/11限	350,000	31	11	19	350,000	89
31	10	18	三銀ヨリ約手#139ニテ借入 16/1/32限	300,000	32	1	16	300,000	90
31	10	18	#140 "	300,000	32	1	16	300,000	90
31	10	24	約手#143ニテ三銀ヨリ借入 16/1/32限	150,000	31	12	31	150,000	68
31	11	1	約手#148ヲ以テ借入 29/1/31限	150,000	32	1	17	108,000	77
					32	1	17	42,000	77
31	11	16	#154約手ニテ借入ル 14/2/32限	100,000	32	1	4	43,700	49
					32	1	4	56,300	49
31	11	19	約手#155ニテ借入 16/2/32限	350,000	32	1	19	350,000	61
			31年計	3,500,000					
32	1	16	約手#162 16/4限借入	300,000	32	4	1	300,000	75
32	1	16	#163 "	200,000	32	4	8	200,000	82
32	1	16	#164 "	100,000	32	3	11	100,000	54
32	2	27	C552 #175約手 7/5限借入	100,000					
32	2	27	" #176 " 27/5	100,000	32	5	8	100,000	70
32	8	7	約手#270 11/4限借入	300,000	32	5	11	100,000	73
32	8	7	#271 "	200,000	32	11	4	600,000	89
32	8	7	#272 "	100,000					
32	8	8	#274約手ニテ借入 11/5限	150,000					
32	8	8	#275 "	250,000	32	11	6	400,000	90
32	8	25	約手#291ニテ借入 22/11限	250,000					
32	9	11	約手#295ニテ借入 9/12限	350,000	32	11	22	250,000	89
32	9	26	約手#302ニテ借入 24/12限 年6歩	150,000	32	12	9	350,000	89
			32年計	2,550,000					
			26～32年合計	9,223,000					

第4に、借入日に対して返済日が明示されている場合は、借入期間を計算することができ、日数で表示した。元帳の記載が不完全で借入と返済を対応させ得ないものも散見されるが、大部分が検証されている。すなわち、分割返済されている事例も16件あり、分割返済の度に日数を計算した。分割返済の事例ではどちらかといえば、半年から1年超が多いが(最長437日、半年以上6件)、短期でも分割の事例もある(21日や49日など)。半年を超える借入は30年までの証書借入において多く見られ、31年以降の約束手形振出では90日が多く見られる。3カ月手形、あるいは2カ月手形の振出による短期借入と云うことである。借入利率が明示されている事例はきわめて僅かであるが、判明したのは証書借入で日歩2銭5厘2件、2銭6厘1件、2銭7厘1件だけで、約束手形振出で年6歩1件のみであった。

次に証券借入であるが、第7表のごとくである。28年に始まり、29～32年に多用されており、累計は48件、171万円となっている。すべて三井銀行からの借入であって、そこから判明する特徴は次のようである。

第1に、整理公債が主で、軍事公債、海軍公債も多く、時に金録公債も登場する。それらは営業店が入札や契約の際に保証金の代用として提出する公債等を、本店が三井銀行から借りて営業店に供給するものであろう。

第2に、借入額では12万円を筆頭に、10万円以上は5件で、数万円までが大部分を占め、1万円未満も7件ある。30年6月3日に軍事・整理・海軍公債を合計34万円借り、即日返却したのは、よほど大きな入札でもあったためかと想像されるが、多くの場合はこまめに数万円程度の借入が発生し、毎月コンスタントにあるわけでもなく、入札・契約時期が偏っていることを示すのであろうか。

第3に、借入期間であるが、疑問と思われるものが一部見られるものの⁽²⁾、大部分は1週間以内、即日返済も少なくない。保証金代用としての証券提出であろうから、入札、契約が終われば直ちに用済みとなり、短期間で三井銀行へ返却可能となったと思われる。借入が短期間という前提から借入利率は日歩5厘程度であって、借入金が2銭数厘であったのと比較して格段に低い。

(1) 元帳の記載は「#38 ニテ借入 期限4月13日」「#62 借用証借入金 4/3/29限 利子日歩2銭5厘」のごとく、表示が一定していないが、#38や#62は借入証書番号と推測される。

(2) 明治28年10月7日整理公債5万円借入は、10月5日に5万円借り、即日返却された後、再び借りたもので、翌年5月14日に返却されるまで220日を経過している。物産が具体的な入

第 7 表

三井銀行勘定における借入と返済(証券)

(単位:円)

借入日	摘要		金額	返済日	金額	
28 10 5	5	整理公債証書額面5万円 三井銀行に借入日歩5厘/割	50,000	28 10 5	3,200	0
28 10 7	7	同上 5万円借入 21/8 利息5厘日歩	45,000	29 5 14	45,000	220
28年計			95,000			
29 7 18	18	整理公債6000円、海軍公債14000円借入	20,000	29 7 21	20,000	3
29 9 17	17	整理、海軍、軍事3種公債借入	120,000			
29 9 21	21	甲号金録公債証書12000円借入 日歩5厘割	12,000			
29 10 14	14	整理公債40000円借入 "	40,000	29 10 15	40,000	1
29 11 4	4	" 40000円 "	40,000	29 11 6	10,000	2
				29 11 10	30,000	6
29 11 12	12	" 40000円 "	40,000	29 11 13	40,000	1
29 11 26	26	" 16000円 "	16,000			
29 11 28	28	" 23000円 "	23,000	29 12 3	23,000	5
29 11 9	9	軍事公債45500円 "	45,500			
29 12 2	2	整理公債38000円 "	38,000			
29 12 21	21	" 5000円 "	5,000	29 12 23	5,000	2
29年計			399,500			
30 2 10	10	軍事公債34000円 "	34,000			
30 3 6	6	" 11000円 "	11,000	30 3 8	11,000	2
30 3 10	10	" 17000円 "	17,000	30 3 15	17,000	5
30 3 12	12	" 9300円 "	9,300			
30 3 12	12	" 25400円 "	25,400			
30 5 13	13	海軍公債証書12000円借入	12,000			
30 6 1	1	出#2海軍公債額面2万円借入	20,000	30 6 1	20,000	0
30 6 3	3	" #18金録公債	12,000			
30 6 3	3	" #18軍事公債	131,600	30 6 3	131,600	0
30 6 3	3	" #18整理公債	103,200	30 6 3	103,200	0
30 6 3	3	" #18海軍公債	103,200	30 6 3	65,400	0
30 6 4	4	" #22整理公債	42,400	30 9 13	42,400	101
30 9 30	30	#659整理公債50000円、軍事50000円借入	100,000	30 9 30	100,000	0
30 11 29	29	#1061整理公債15000円借入	15,000			
30 12 7	7	#1113軍事公債20000円 " 6/4/31	20,000			
30年計			656,100			
31 3 19	19	三井銀行に整理公債107200円也借入	107,200	31 4 22	52,100	34
				31 5 3	12,700	45
31 4 14	14	整理公債8800円也三井銀行に借入	8,800	31 5 11	8,800	27
31 7 6	6	有価証券借入高	30,000	31 7 8	13,000	2
				31 7 9	17,000	3
31 7 9	9	整理公債借入高	10,000			
31 8 4	4	海軍公債借入	30,000	31 8 5	30,000	1
31 8 30	30	海軍公債三井銀行に借入ル	10,000	31 8 30	10,000	0
31年計			196,000			
31 12 23	23	三井銀行に海軍公債借入高	35,000	31 12 24	35,000	1
32 1 12	12	海軍公債に借用ス	24,000	32 1 13	24,000	1
32 1 17	17	三銀に整理公債に借入	5,600			
32 3 24	24	三銀に借用軍事公債	20,000			
32 4 19	19	伝35大阪送貸渡ノ為三井銀行に借入軍事公債に	24,000			
32 5 10	10	軍事公債5000円借用	5,000			
32 5 17	17	C43三井銀行に借入軍事公債に	5,000			
32 5 18	18	三井銀行に借入軍事公債に	15,000			
32 6 9	9	軍事公債借入	10,000	32 6 13	10,000	7
32 7 4	4	三井銀行借入整理公債	100	32 7 4	100	0
32 7 26	26	三井銀行に軍事公債借入	50,000	32 7 26	50,000	0
32 8 11	11	整理公債証書に借入	60,000			
32 8 11	11	軍事公債 "	65,000	32 8 14	65,000	3
32 8 11	11	" "	45,000			
32年計			363,700			
26~32年合計			1,710,300			

札・契約のために借りたのではなく、準備として手許に長期間温存していたのかも知れない。30年6月4日の整理公債42,400円借入も101日に及んでいるので、同様な事態かと思われるが、極めて例外的の現象である。31年3月19日の10万余円、4月14日の8,800円の整理公債借入が1カ月前後であるのも、例外というべきかも知れない。

(2) 支払手形

さて、一般的な借入は「支払手形」に含まれている。「支払手形」科目は創業期から始まっているが、明治26(1893)年3月から銀行へ振り出される約束手形(実質上借入金といえる)が含まれるようになっていく。そして前掲のように、明治39(1906)年上期から「支払手形」は「送金支払手形」と「約束手支払手形」に区分されると、後者が実質上の借入金を示すわけである。支払手形に含まれる借入金の具体的な内容は、大量なので末尾付表に示すが、銀行別に集計した分を第8表に掲げる。すなわち、年度別、銀行別に振り出された約束手形(=借入)とその決済(返済)を対応させたものである。

同表に見ると、明治26~28年に三井銀行宛の振出約束手形が9件、返済が8件と表示されているが、26~32年には前述の「三井銀行勘定」で借入が計上されていたことを想起すれば、同表との関係が疑問となる。元帳で内容を検証すると、26~28年では証書借入は「三井銀行勘定」で、約束手形は「支払手形」勘定で処理されていたといえよう。そして29~31年は三井銀行へも、他銀行へも約束手形振出はなく、もっぱら三井銀行からの証書借入に依存していたことを意味する。32年には第一銀行への約束手形振出が見られるが、「三井銀行勘定」が終了する33年以降は三井銀行を筆頭に数銀行への約束手形発行が始まっている。そのことは、特別な借入を別とすれば、証書借入でなく、約束手形振出による借入が一般化したことを意味しよう。

それでは、第8表の銀行別の借入・返済状況から指摘できることは次のようである。

第1に、「三井銀行勘定」がなくなった明治33年以降、年間借入累計額は33年254万円のと、34~36の3年間は零か僅かの借入しかなく、37年から多額の借入が発生している。すなわち、37年は930万円の多額であり、そのあと38年462万円、39年475万円と続くが、40年から1,043万円、41年2,140万円と巨額となり、42年も906万円(9ヵ月間)であった。資金需要が旺盛となって、借入規模は30年代前半とは比較にならぬほど拡大したわけである。

第2に、借入先が三井銀行だけでなく多様化したことが注目される。すなわち、第一、正金、第十五、川崎、鴻池、台湾の諸行が登場し、一時的ではあるが、住友、第二もある。

第 8 表 明 2 6 ~ 4 2 銀行別借入・返済状況

(単位:円)

年	銀行名	借入		返済	
		件数	金額	件数	金額
明26	三井 "	3	83,600	1	20,000
27	三井 "	2	250,000	3	250,000
28	三井 "	4	167,000	4	167,000
32	第一 "	3	310,000	3	310,000
33	三井銀行	11	1,305,700	15	1,305,700
	正金 "	8	936,881	8	936,881
	第十五 "	3	100,000	3	100,000
	不明	1	200,000		
	計	23	2,542,581	26	2,342,581
34	第一 "	1	51,000	1	51,000
35	三井銀行	2	150,000	2	150,000
37	三井銀行	27	6,300,000	31	6,300,000
	第一 "	10	1,700,000	6	800,000
	第十五 "	2	100,000	2	100,000
	住友 "	1	100,000	1	100,000
	川崎 "	6	1,100,000	4	800,000
	計	46	9,300,000	44	8,100,000
38	三井 "	3	400,000	3	400,000
	第一 "	3	800,000	6	1,550,000
	正金 "	4	1,150,000	5	1,300,000
	第二 "	2	200,000	2	200,000
	川崎 "	8	1,200,000	10	1,500,000
	不明	2	870,000	2	870,000
	計	22	4,620,000	28	5,820,000
39	三井 "	10	3,850,000	18	3,000,000
	第一 "	1	300,000	2	300,000
	正金 "	3	300,000		
	第十五 "	3	300,000	3	300,000
	計	17	4,750,000	23	3,600,000
40	三井 "	26	9,127,104	27	8,737,309
	第一 "	5	850,000	5	850,000
	正金 "	3	350,000	6	650,000
	川崎 "	1	100,000	1	100,000
	計	35	10,427,104	39	10,337,309
41	三井 "	21	13,750,000	21	13,300,000
	第一 "	1	300,000	1	300,000
	正金 "	3	997,666	2	847,666
	川崎 "	4	400,000	4	400,000
	鴻池 "	35	5,950,000	36	6,050,000
	計	64	21,397,666	64	20,897,666
42	三井 "	6	960,000	1	900,000
	正金 "	2	350,000	3	500,000
	鴻池 "	15	5,250,000	15	4,350,000
	台湾 "	5	2,500,000	3	1,500,000
	計	28	9,060,000	22	7,250,000
明 26 42 累 計	三井 "	115	36,343,404	126	34,530,009
	第一 "	24	4,311,000	24	4,161,000
	正金 "	23	4,084,547	24	4,234,547
	第十五 "	8	500,000	8	500,000
	第二 "	2	200,000	2	200,000
	住友 "	1	100,000	1	100,000
	川崎 "	19	2,800,000	19	2,800,000
	鴻池 "	50	11,200,000	51	10,400,000
	台湾 "	5	2,500,000	3	1,500,000
	不明	3	1,070,000	2	870,000
計	250	63,108,951	260	59,295,556	

明治 26～42 年累計で見れば、三井の 3,643 万円は別格として、第一、正金の 400 万円強、川崎 280 万円に対して、41 年から登場した鴻池は 1,120 万円と多額であり、42 年から登場した台湾も 1 年だけで早くも 250 万円となっている。第十五、第二、住友は 50 万円以下に過ぎず、大きな格差が付いている。

三井銀行は累計で格段に多額であるが、34～36 年、38 年、42 年では他行より少額であって、終始一貫最多であったわけでもない。とくに鴻池がそれまでの第一、正金、川崎を抜いて三井に次ぐ多額な存在になったことが注目される。

第 3 に、各行別にみて同年度の借入と返済が一致していない場合がかなり見られるが、返済が翌年にまたがるのが主因である⁽¹⁾。一致している場合は、その年度内で借入と返済が対応し、短期間の借入であることを暗示すると見られるが、年度をまたがっても短期の可能性はある(期間の問題は付表で計算してあるので後述)。

第 4 に、件数で三井が多いのは当然であるが、1 件当たり 30 万円を超えるのは大口借入が多いことを物語っている。第一、正金、川崎が 15～18 万円、多数件の鴻池が 22 万円であるのはむしろ多額といえ、台湾は 50 万円が 5 口で最多であった。全般的に 1 件 10 万円以上の借入が圧倒的に多く、大口借入が通常化しているわけである。

さらに付表とした個別借入・返済対応について若干の説明を加えておこう(付表を参照)。「支払手形」(のちに「約束支払手形」)に含まれていた銀行宛振出しの約束手形を摘出したものであるが、摘要の記載がかなりまちまちであること、約手番号、期限などから借入・返済の対応を検証したが、不一致の事例が若干残っていることなどの事情があるものの、個別の借入金額、借入期間を計算することができている。

借入金額で 100 万円以上の大口は、三井で 10 件(最多は 130 万円)、鴻池で 2 件(最多は 160 万円)あり、50 万円以上となると三井 11 件、台湾 5 件、正金 1 件、鴻池 1 件であった。逆に 10 万円未満は三井 14 件、第十五 5 件、第一 2 件、正金 2 件で、大部分が明治 35 年までである。10 万円以上 50 万円未満の借入が残りの 195 件で圧倒的に多く、その中では 1 件 10 万円、15 万円、20 万円単位の借入が多くを占めている。

また、借入日数は半月まで 24 件、1 カ月まで 65 件、2 カ月まで 122 件、3 カ月まで 24 件、半年まで 14 件、半年以上 1 件、不明 24 件、合計 274 件と計算される。1～2 カ月が圧倒的に多く 187 件で、全体の 2/3 を占めており、3 カ月以上は 15 件に過ぎない。短期の借入がほとんどであることを物語っている。

- (1) 元帳の摘要での記載が不完全ないし曖昧なため、借入と返済の対応が判定しにくい場合が少なからずある。金額、取引番号、返済予定日など手掛かりとなる要素をできるだけ詳細に検証したつもりであるが、なお漏れがあるかも知れない。

(3) 日本興業銀行借入金

前述した「三井銀行別口」は豊国炭坑へ貸すための資金を三井銀行に仰いだから、特別目的の借入と云うべく、「正金銀行別口」も石炭荷為替の前借金という特別目的の借入であった。そして明治39年上期から発生した日本興業銀行からの借入も特別目的であった。すなわち、物産が漢陽鉄廠へ貸すための資金を興銀から調達したもので、まず39年3月31日10万円、5月5日から9月29日まで6回に分けて各5万円、10月末から翌年3月まで6回各10万円の借入をし、残高は100万円に達した。41年6月末から年賦返済15万円が始まり、第3回まで45万円を返済して残高55万円で合名会社期を終わっている(43年末に完済)。興銀借入は特別な目的=物産の中国投資への資金調達であって、一般借入とは区別されよう。

(4) 同族会借入

物産は銀行以外に三井家同族会からしばしば借り入れていた。明治34(1901)~42年累計で2,001万円に達する。第9表はその借入・返済を対応させたものであるが、いくつかの特徴が見られる。

第1に、明治34年と42年は回数も金額も少ないが、35~41年は4~11回と回数が多く、年間累計も102~490万円と多額である。この間銀行借入も活発な時期であった。

第2に、借入金額は、明治34年7月の8万円を例外とすれば、すべて10万円以上で、1件100万円の大口が2件、50万円以上100万円未満が17件もあり、38~41年に大口借入が頻発している。

第3に、借入はすべて同族会宛に振り出された約束手形であり、返済までの期間を計算すると、すべて数十日間の短期借入であった。すなわち、1ヵ月まで12件、2ヵ月まで37件、3ヵ月まで3件である。年間で見ると、借入はその年中に返済され、翌年に繰り越されたものはない(年末の借入残高は常に零)。別言すれば、短期の借入が繰り返されていたことになる。また、借入に当たり設定された返済期限は、多くの場合守られており、時に超えても僅かな日数である。借入金利は僅かな例しか記載がないが、判明した限りでは時期によって異なるものの、銀行借入より低利である⁽¹⁾。

第 9 表

同族会借入の推移

(金額単位:円)

借入日	借		入	金額	年間計	返済日	金額	日数
34 7 17	564	伝2159	本社振出約手568 14/9限	80,000	180,000	34 9 14	80,000	59
34 7 31	578	伝500	本店振出約手#571 30/9限	100,000		34 10 21	100,000	83
35 1 18	749	伝2740	本店振出同族会宛約手#582	280,000		35 3 18	280,000	59
35 3 18	808	伝2906	本店振出同族会宛約手#583	200,000		35 5 17	200,000	60
35 7 16	928	伝3209	#3約手同族会分 24/8限	100,000		35 8 25	100,000	40
35 7 16	928	" #4	" " 3/9限	200,000		35 9 3	200,000	49
35 8 25	968	" #6	" " 13/10限	100,000		35 10 13	100,000	49
35 8 25	968	" #8	" " 22/10限 @21	200,000		35 10 22	200,000	58
35 10 22	1026	伝1011	#11約手同族会宛 21/11限	200,000		35 11 21	200,000	30
35 11 21	1056	C1043	#12 同族会宛約手21/12	100,000		35 12 22	100,000	31
36 1 26	1122	#1	約手同族会宛 16/3	170,000	1,020,000	36 3 16	170,000	49
36 1 26	1122	#2	約手同族会宛 26/3	150,000		36 3 26	150,000	59
36 3 16	1171	C296	#3 約手 15/4	100,000		36 4 15	100,000	30
36 7 23	1300	C758	#4 約手 11/8限	300,000		36 8 11	300,000	19
36 8 11	1319	C825	#5 約手 31/8限	300,000		36 8 31	300,000	80
37 1 28	1489	#5	約手同族会へ振出 17/3	170,000		37 3 17	170,000	49
37 1 28	1489	#6	約手同族会へ振出 27/3	200,000		37 3 28	200,000	60
37 3 17	1538	C622	同族会引約手#12借入 16/4	170,000		37 4 16	170,000	30
37 3 28	1549	C631	同族会引約手#14借入 6/5限	200,000		37 5 6	200,000	39
37 8 8	1682	C2230	同族会私約手#40 26/9限	500,000		37 9 26	500,000	49
37 8 11	1685	C232	振出手形#149 19/9限	500,000	37 9 19	500,000	39	
37 8 11	1685	" "	" " #150 9/10限	500,000	37 10 9	500,000	59	
37 8 11	1685	" "	" " #151 8/1限	500,000	37 11 8	500,000	89	
37 9 26	1731	C869	振出約手#59 26/10限ニ同族会引借入	450,000	37 10 26	450,000	30	
37 10 19	1754	C310	振出手形#160 12/11限	300,000	37 11 29	300,000	41	
37 10 26	1761	C893	同族会約手#78 5/12限	400,000	37 12 5	400,000	40	
38 4 10	1927	C82	約手#105 9/6限ニ同族会引借入	550,000	2,590,000	38 6 9	550,000	60
38 4 10	1927	"	" #106	270,000		38 6 9	270,000	60
38 6 9	1987	C153	同族会振手#125 8/8限	270,000		38 7 31	270,000	52
38 9 19	2089	C276	同族会引振手#154ニ借入19/10限	400,000		38 10 19	400,000	30
38 10 9	2109	C299	同族会引振手#156ニ借入18/11限	400,000		38 11 18	400,000	40
38 11 8	2139	C340	振出約手#161 8/12限ニ同族会引借入	400,000		38 12 8	400,000	31
38 11 18	2149	C347	振手#162 18/12限ニ同族会引借入	300,000		38 12 18	300,000	30
39 2 2	2225	C437	振出約手#5 3/3限 (同族会)	500,000		39 3 3	500,000	29
39 2 2	2225	" "	" " #6 "	500,000		39 3 13	250,000	39
							39 3 15	250,000
39 3 3	2254	C478	同族会引振出手形#9 3/4限借入	300,000	39 4 4	300,000	32	
39 8 3	2407	C675	振出手形#26 11/9限借入金同族会引入	500,000	39 9 11	500,000	39	
39 9 13	2448	"	" #27 1/10 "	500,000	39 10 1	500,000	18	
39 9 11	2446	C713	" #29 11/10 "	250,000	39 10 16	250,000	35	
40 1 31	2588	C895	" #14 11/3 借入 "	1,000,000	40 3 11	1,000,000	39	
40 3 11	2627	C952	" #30 30/4 借入 "	1,000,000	40 4 30	1,000,000	50	
40 4 30	2677	C1008	同族会振出手形#45 10/6限借入	400,000	40 6 10	400,000	41	
40 4 30	2677	" "	" #46 10/6 "	500,000	40 6 20	500,000	51	
40 8 19	2788	C1153	振出手形 #66 7/10迄借入	800,000	40 10 7	800,000	49	
40 10 7	2837	C1201	同族会振出手形#68 11/11限借入	650,000	40 11 11	650,000	35	
40 11 11	2872	C1245	同族会引入振出手形#77 2/12限借入	550,000	40 12 21	550,000	40	
41 1 29	2951	C1350	同族会引入振出手形#10 3/3限借入	900,000	41 3 3	900,000	34	
41 3 3	2985	C1395	同族会引入振出手形#32 22/4限借入	900,000	41 4 22	900,000	50	
41 4 22	3035	C1453	同族会引入振出手形#52 借入	900,000	41 6 20	900,000	59	
41 8 10	3145	C1608	三井同族会振出手形#78 8/9限借入	300,000	41 9 8	300,000	29	
42 1 29	3317	C1816	三井家同族会 #4 9/3限借入	500,000	500,000	42 3 9	500,000	39
計				20,010,000	20,010,000			20,010,000

以上のような同族会借入が頻繁に多額におこなわれた理由であるが、単なる資金繰り上の必要なのか、銀行に依存できないための措置なのか、別途説明の必要が残っている。

なお、元帳には「同族会預金」の科目が設定されており、内容は同族会からの「預り金」であって、36年下期に始まる「同族会預金」の蓄積振りは第10表の通りである。

前掲の貸借対照表では同族会借入金が著しく増加しているかのように表現されていたが、

実は物産の増資に備えて同族会からの預り金であって、貸借対照表作成者の完全な誤りである⁽²⁾。前述の検討のように、元帳における「支払手形勘定」に含まれている同族会借入は短時間で返済され、毎年の残高は零であったし、元帳には目下のところ「支払手形勘定」以外に同族会借入の事実は見当たらないことを付言しておこう。

第10表では、36年以降「同族会ヨリ増資金トシテ入ル」の表現で毎半期数十万円を預かっており、累積して42年の合名会社終了時には612万円に達していたのである。それは同族会に返却され、物産が株式会社に組織替えされる時、同族会からの出資となったと推測される。そして「37年上半季特別準備金トシテ差出分増資金トシテ入ル」という表現から、物産が特別準備金として同族会に差し出した分が増資金の名義で物産に蓄積されたことが分かる。そして「同族会預金」には増資のための積立だけでなく、別口の預り金も39年以降毎半期積み立てられ、株式会社への組織変更時に他の勘定へ振り替えられたのである。別口預り金がいかなる目的であったのか、どこへ行ったのか解明できないのが残念である。

第 10 表 「同 族 会 預 金」の推移

(単位:円)

入金日	摘 要		金 額	残 高	
明36	7	23	C263 同族会ヨリ増資金トシテ入ル	230,000	
37	1	28	C555 同族会ヨリ増資金トシテ	320,000	550,000
37	8	8	C814 37年上半季特別準備金トシテ差出分増資金トシテ入	370,000	920,000
38	2	10	C17 同族会ヨリ増資金トシテ入	530,000	1,450,000
38	7	31	C217 特別準備金トシテ同族会ヨリ入	270,000	
38	8	11	C232 同族会ヨリ上半季特別準備金トシテ差出分増資金トシテ入	730,000	2,450,000
39	1	31	J91 別口勘定トシテ預り	450,000	
39	2	2	C437 同族会ヨリ増資金トシテ入	1,200,000	4,100,000
39	6	23	預金	670,000	
39	6	23	同上別口	530,000	
39	8	13	C675 増資金トシテ入	670,000	
39	8	13	C287 23/7記入同族会預金付戻ス	△ 670,000	5,300,000
40	1	31	別口勘定トシテ	530,000	
40	1	31	C896 同族会ヨリ預金入ル	680,000	6,510,000
40	6	21	別途預金	200,000	
40	8	19	C1153 特別営業準備金トシテ預ル 同族会ヨリ入ル	350,000	7,060,000
41	1	29	C1350 40年下期決算尻ノ中特別準備金トシテ受取ル	340,000	
41	12	21	別途預金	180,000	7,580,000
42	1	29	C1816 41年下期利益金ノ内特別営業準備金仮受	100,000	7,680,000
42	6	21	別途預金	330,000	
42	8	5	J161 同族会ヨリ預り金	330,000	8,340,000
42	9	13	J303 5/8預金21/6入帳ト重複ニ付戻ス	△ 330,000	
42	10	6	C906 預り金返却ス	△ 6,120,000	
42	10	30	J589 同族会ヨリ預り金	350,000	
42	10	30	J590 振替7	△ 2,240,000	0

(1) 判明した分を例示すれば次のごとくである。

35年8月25日	#8	20万円借入	(58日間)	日歩2銭1厘
37年8月8日	#40	50 "	(50日間)	" 1銭8厘
38年6月9日	#125	27 "	(60日間)	" 1銭6厘
41年1月29日	#10	90 "	(35日間)	" 2銭4厘

(2) 同族会借入について『稿本三井物産株式会社 100年史 上』は次のように説明している。

「三井物産では、このころからの取引の飛躍的な増加にともない、過小資本と運転資金不足に悩み、しばしば同族会に増資を陳情するところがあった。これにたいし同族会が、将来の大幅増資を前提として、多額の融資に応じたものであり、同族会からの貸付けはこの時期末に急増して資本金の6倍近い579万円に上った。」(288頁)

過小資本と運転資金不足に悩み同族会に増資を陳情したことは事実であろうが、同族会が多額の融資に応じたというのはおかしい。それは元帳にみる「同族会預金」のことであり、借入金ではない。おそらく同史の執筆者は、貸借対照表に同族会借入金とあるので、誤認したものと思われる。それとも「預り金」を実質上は借入金と深読みしたのであろうか。

2) 当座借越

当座借越が発生したのは三井、第一、正金、香上であるが、香上は1回だけの例外的なもので、実質上は3行とみてよい。各行の借越限度額は創業期と同様、合名会社期でも明らかでない⁽¹⁾。当座借越の利用状況はすでに当座預金の検証の際に一旦触れてある。すなわち第3、4表で各行の期末借越残高が提示してある。実は期末残高では借越の実態を正確に表示したことになる。なぜならば、借越は恒常的に続くとは限らず、むしろ臨時的あるいは随時発生して期末には消滅していることが考えられるからである。とって借入金のように借入・返済という形で個別に把握することは、当座借越の性格上難しい。本来ならば借越の規模は借越額を積数で表示できれば正確であろう。しかし現実には元帳の記載から積数を計算することは相当な作業を伴い、容易なことではない。そこで現実の貸越利息から当座借越の存在、その規模を把握することにしたわけである。

第11表は、各行別に当座残高(借越の場合は△印)、借越利息(△印で表示)、預金利息を計算したものである。すなわち、半年の決算期毎に当座残高と借越利息、預金利息を計算対比させている⁽²⁾。当時の当座預金では預金利息を受け取り、借越には借越利息を支払うから、当座預金残高あるいは当座借越残高に対応して預金利息あるいは貸越利息が発生しているはずであろう。しかしながら第11表で三井銀行を例にとると、借越残高に借越利息が対応しているのは当然としても、預金残高の時にも借越利息があり、借越残高の時に借越利息と、預金利息が併存したり、借越残高と借越利息額が比例していなかったり、数々の奇妙な姿がみられる。当座残高は期末のストックであり、利息は期中の発生量(換言すれ

第 11 表 当座残高と利息の関係 (銀行別)

(単位:円)

	三井銀行			第一銀行			横浜正金銀行			香港上海銀行		
	当座残高	借越利息	預金利息	残高	借越利息	預金利息	残高	借越利息	預金利息	残高	借越利息	預金利息
26年上期	△ 67,549			△ 17,854								
下期	△ 33,507	△ 1,114		△ 24,989								
27年上期	△ 15,246	△ 546		△ 13,911	△ 267							
下期	77,689	△ 1,935		115,655	△ 198	69						
28年上期	25,276	△ 2,342		△ 7,274	△ 22		△ 3,472			196		
下期	209,813	△ 1,369		41,402		230	43,853	△ 44		75		25
29年上期	△ 29,960	△ 2,947	1,504	5,418			62			2,645		69
下期	△ 538,428	△ 9,929		△ 10	△ 327	342	△ 14,659	△ 356	60	3		80
30年上期	△ 418,789	△ 32,806	11	△ 384	△ 16		△ 450	△ 577		20	△ 118	42
下期	△ 382,991	△ 7,402		14	△ 200		195			57		44
31年上期	△ 165,981	△ 15,255		26	△ 342		23,256			86		14
下期	△ 71,497	△ 16,602		107		168	1,028		404	3,664		
32年上期	△ 72,801	△ 3,733		307			421		484	634		208
下期	△ 356,397	△ 18,230	18	17,471	△ 75	70	19		379	438		215
33年上期	△ 424,322	△ 27,408		△ 264	△ 1,172		24,333		201	323		190
下期	△ 125,392	△ 20,661			△ 280		396		377	21		55
34年上期	274,548	△ 9,433	108				76		929	24		3
下期	△ 7,027	△ 2,515					170	△ 622	808	53		43
35年上期	171,387	△ 163	809				86,959	△ 1,029	1,399	138		47
下期	1,268,444	△ 63	5,663				65,366			759		75
36年上期	398,667	△ 10	5,988				338,611	△ 1,171		909		54
下期	222,655	△ 1	3,190				287,109		4,637	2,523		560
37年上期	279,918						228,595		1,873	5,325		
下期	196,406		2,565				57,627			5,439		711
38年上期	244,645	△ 365	7,187				5,327		740	2,813		342
下期	178,413	△ 263	3,959				17,779		771	6,989		
39年上期	135,672		5,148				8,320		941	6,091		544
下期	△ 251,917	△ 21	3,043				12,639		800	2,977		780
40年上期	281,707	△ 1,877	1,864	20,615			75,464		1,093	35,441		494
下期	397,959		5,089	9,896	△ 25		259,833		750	49,002		426
41年上期	123,855		5,431	79,259		1,447	18,495		1,349	20,615		750
下期	77,790			100,512			17,431	△ 270	1,218	9,896		596
42年上期	256,092	△ 3,657	7,314	34,958		784	22,466		860	7,940		401
下期	888,266		4,713	17,029			12,775		1,046	13,919		484
		△ 180,647	63,604		△ 2,924	3,110		△ 4,069	21,119		△ 118	7,252

ばフロー)であって、もともと対応させ得ないからである。期末残高が預金残であっても、期中に一時的に借越状態になったり、逆に期末残高が借越残であっても、期中は預金残が続き期末に借越が発生しただけであるとか、いろいろなケースが考えられる。ある期間中に預金利息と借越利息が計上されているのも、その期間中に借越状況と預金状況の双方が含まれているためであろうし、借越残高と借越利息が比例していないのも前者が期末残であり、後者が期中であることを想起すれば理解できよう。とすれば借越利息あるいは預金利息の大きさこそ、それを生みだした借越量あるいは預金量をむしろ正確に表現していると考えるのが筋である。したがって期末の当座借越残高よりも借越利息を重視して各行の当座借越程度を解明すべきであろう。そのことを念頭に置きながら第 11 表を検討しよう。

第 1 に、借越利息の通期合計でみると、三井銀行は 18 万円で、正金銀行 4,069 円、第一銀行 2,924 円とは隔絶している。三井では明治 30 年代前半で連年当座借越を多用し、第一も当座借越は多額ではないが同時期に集中している。35 年頃から当座借越は下火となり、三井でも正金でも預金利息が多額になっている。ただ三井では、貸越利息と預金利息が併存することが多く、1 決算期間中に預金基調であるものの、当座借越が一時的に使われるという事態であろう。

第 2 に、当座残高の示す傾向と借越利息のそれが著しく異なることがすくなくない。たとえば三井では、29 年下期に 54 万円の多額な借越残高であるに、貸越利息は 1 万円にとどまり、同様に 30 年下期の 38 万円の借越残高に対し貸越利息は 7 千円の少額、39 年上期では 25 万円の借越残高に対し僅か貸越利息僅か 21 円という具合である。また、預金残高が多額であるに借越利息があるのは、三井の 28 年下期の 21 万円に対する 1,369 円、40 年上期の 1,877 円、第一の 27 年下期の 12 万円に対する 198 円、正金の 36 年上期の 34 万円に対し 1,171 円をはじめ、同様事例は少なくない。繰り返しになるが、当座残高の動向に幻惑されることなく、借越利息や預金利息で実態を見極めねばなるまい。

第 3 に、借越利息から逆算した当座借越の規模である。格段に多額な三井を例にとると、30 年上期の借越利息は 32,806 円、仮に利率年 7% であれば借越額 94 万円が半年続いたことに相当する(日歩 2 銭 5 厘 = 年 9.12% であれば 72 万円)。期末の借越残高は 42 万円であるから、期中には相当多額の借越がかなりの期間発生していたと想像される。100 万円程度の借越があってもおかしくない。三井では、借越利息が 2 万円前後の期が 5 期もあるから、5、60 万円の借越額であったと想像できる。当座借越が大きな資金調達手段であったことを意味しよう。第一、正金を同様に試算してみると、貸越利息は多くて半期 1,000 円程

度であるから、利率年 7%ならば、貸越額は 3 万円弱であって、臨時的に借越のメリットはあろうが、資金調達上は大きな意味はなかったであろう。

因みに、預金利率は当座の場合、明治 36 年頃は日歩 1 銭程度であった⁽³⁾。それで逆算すると、三井の当座預金利息は 30 年代後半では半期 5,000 円程度であったから、預金額は 28 万円程度となる。とすれば当座預金残高と大差なく、おそらく預金額は毎期 20~30 万円で推移していたと見られる。

- (1) 三井銀行からの借越極度額は明治 32 年 6 月末時点だけ判明している。すなわち、三井銀行東京本店の物産への極度額は 50 万円、その時点での借越額は 103,298 円とある(『三井事業史 本編第 2 巻』575 頁の第 8-4 表「三井銀行本店当座貸越金の内訳」による)。物産の 50 万円は、三井鉱山 110 万円、三井元方 65 万円+別口 35 万円に次ぐ多額である。極度額は文字通り「超えてはならぬ額」であれば、第 11 表でみる明治 29 年下期末残高 54 万円は明らかに超過しており、期中でもより多額に発生している可能性を示唆した筆者の推測も極度オーバーになるはずである。
- (2) 第 11 表の計算では、元帳における利息收受日で計算しているが、收受日は計算対象期間から若干遅れて処理されている。利息の対象期間が明示されているとは限らず、また、収受が翌期にずれ込んでいる場合、期間対応に僅かではあるが誤差が想像される。しかし大勢には影響しまい。
- (3) 後藤新一『日本の金融統計』よれば、東京有志銀行預金協定金利は明治 35 年 7 月 10 日で当座預金は日歩 1 銭 2 厘、10 月で 1 銭、36 年から 42 年頃は 7~9 厘となっているので、本稿では一応 1 銭とみて計算した(同書、264 頁)。

3) 支払利息からの検証

以上の借入金等の検討では、銀行別および年間について借入および返済の事実の把握にはなったが、年末での残高は計算できなかった。借入等によってどれだけの資金を調達できたのかを量的に測定するには、借入元本額と借入から返済までの期間から積数計算できればよいはずである。しかし借入元本額は分かっても、期間が判明しない場合がかなりあって、現実には積数が計算できない。とすれば別な方法で接近するほかはなく、着目したのが支払利息額である。すなわち、銀行別および年間別に支払った借入利息額が判明すれば、借入利率が一定と仮定すれば積数を逆算することが可能なはずであろう。現実には利率は、借入金で日歩 2 銭 5 厘前後で幅があり、証券借入では日歩 5 厘程度であるから、決して一定とはいえず、正確な積数にはたどり着けない。しかし近似値にはなっていようから、銀行から引き出した信用量の量的比較には役立つと思われる。このような前提の下に、作成したのが第 12 表の銀行別支払利息(種類別)である。種類とは、1 = 借入金利息(証書借入)、

第 12 表 銀行別支払利息(種類別)(明27～42)

		(単位:円)																				
		明27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	計				
日本銀行	種類	3	1,314																1,314			
	1	6,060	1,039			1,261													8,360			
	9																		0			
	計	7,374	1,039			1,261													9,674			
三井銀行	1	41,802	43,094			47,647	33,090			23,325	38,270	72,307	38,248	3,214				382	341,379			
	2	2,481	3,711	12,876	40,208	30,857	21,963	48,069	11,948	276	11		6,928	21	1,877			3,657	178,533			
	3	5,891	3,596		48,048	11,016	19,642			506			36,795	57,507	95,877	121,065	174,241		7,079	581,263		
	4	9,980		41	1,589	20,101	658	17,988												50,367		
	5		26	16			9		40											91		
	6				14,666	15,014	3,589	9,027	695	471	574	28	120	3,046	3,366	84				57,915		
9	60,180	50,417	12,917	56,463	161,667	70,325	94,726	13,160	24,631	38,309	109,222	99,429	106,818	126,366	174,325	11,118		21,399	535			
計	2	22								3,300	15,375	2,700							1,210,073			
第一銀行	1	465		327	216	342	75	1,452											2,902			
	2					3,513	49	1,377					1,368	5,133		7,060	4,042		22,493			
	3	927				616	23												1,595			
	4																		44			
	計	1,415	22	327	216	958	3,660	1,452	1,377	4	2,840	722	52	4,688	20,508	2,700	7,063	4,067	48,433			
正金銀行	1					8		4	2,840	722	52			2,118					6,014			
	2			356	577			8,388	622	1,029	1,171		3,221	3,060	2,310	9,186	3,360		4,025			
	3					308	4,693	193							336				29,525			
	4																		5,530			
	5	13	44																57			
計	13	44	356	885	4,701	8,990	3,462	1,751	2,223			5,339	3,060	2,646	9,726	3,360		405				
香港上海銀行	1	173																	173			
	2				118														118			
	7											3,924							3,924			
計	173			118								3,924							8,246			
十五銀行	1											756		1,768					2,524			
	2																		2,334			
	3							2,334				756		1,768					4,858			
計							2,334				756		1,768						7,682			
住友銀行	1																		300			
	2																		1,716			
	3																		300			
計																			1,716			
第二銀行	1																		12,385			
	2																		12,763			
	3																		25,148			
計																			50,296			
第三銀行	1																		1,501			
	2																		86,650			
	3																		86,650			
計																			173,801			
東京海上	1	709																	709			
	7	73																	73			
	計	782																		782		
不明	1	428	250				137	47											662			
	2	70,365	51,772	13,600	57,682	168,587	74,122	109,565	17,999	26,382	39,527	124,305	142,719	114,246	136,930	231,249	87,587		1,466,742			
	3	43,114	43,366			47,655	33,227	2,067	2,840	24,047	38,323	82,098	63,892	7,682					388,962			
計	2,946	3,711	13,559	41,119	31,199	22,038	49,521	12,570	1,255	1,182				1,877	295				3,657			
合計	1	7,205	3,596		48,048	14,529	30,364	1,377	506			38,163	75,153	98,337	131,290	230,600	83,548		763,316			
	2	16,967	1,039	41	1,897	26,671	707	18,181							339				65,842			
	3	60	60				32	40											192			
	4				14,666	15,014	3,589	9,027	695	574	28	120	3,046	7,706	3,366	84				57,915		
	5	73																		3,997		
計	70,365	51,772	13,600	57,682	168,587	74,122	109,565	17,999	26,382	39,527	124,305	142,719	114,246	136,930	231,249	87,587		1,466,742				

(備考) 1) は「(3/31-5/12金利7条)」、2) は「別口預金(12/28-16/127)科目」とし、3) は「第5号借入金(12/20-11/1)科目」とし、4) は「(37年6月14日)ロンドン別口5万&番上預」対4月未迄/利子

2 = 当座借越利息、3 = 約束手形振出による支払利息(手形借入)、4 = 商業手形割引料、5 = 送金関係利息、6 = 証券借入利息、7 = 預り金への支払利息、9 = その他という区別である。第12表から次の点を指摘できよう。

第1に、支払利息の合計では、時期によって大きな差がある。すなわち明治29(1896)年が異常に少なく1.4万円に過ぎないが、27~30年は5~7万円の水準であった。31年に17万円へと激増し、33年も11万円が続き、34~36年は2~4万円の水準に激減する。37年からは10万円台が続き、41年には24万円に激増、42年は9ヵ月間ということもあるが9万円に激減した。この推移は物産の銀行への借入依存の大勢を示すものといつてよかろう。

第2に、合計の内訳で種類別を見ると、通期で手形による借入が76万円で、証券借入の41万円を大幅に上回り、当座借越は19万円であった。創業期では圧倒的に証券借入が多く、次いで当座借越であったことを想起すると、まさに様変わりである。38年で証券借入と手形借入とが逆転し、以後証券借入は僅かで、圧倒的に手形借入になっている。当座借越も33年が異常に多額であるが、以後僅かな金額となる。証券借入は通期で6万円弱であるが、利率が日歩5厘程度であったから、逆算すると借入額は相当に多額であったことを意味する。「利息」勘定では借入金利息や借越利息と並んで手形割引料も記載されているので取り上げてみた。33年まで若干あるものの、以後は皆無に近い。

第3に、銀行別であるが、通期で見ると三井銀行が124万円で支払利息全体の82%に及び、突出した存在である。前掲第8表でみた銀行別の借入・返済状況でも三井銀行は最多であったが、支払利息のように突出してはいなかった。銀行借入の数量的な比較感では、支払利息によることが実態をより正確に表しているといえよう。41、2年に集中的に借り入れた鴻池銀行が9万円弱で三井に次ぎ、第一、正金が5万円弱でさらに続き、台湾、川崎両行が2.5万円前後であった。三井は42年を除き毎年格段に多額であり、第一、正金も多くの年で借入が発生しているが、川崎は37年以降、鴻池は41年以降、台湾は42年のみというように途中から登場している。特に42年は鴻池、台湾は三井を大きく超えていることが注目されよう。物産の三井中心、第一、正金が副という借入依存体制が41、2年から大きく変化したわけである。香港上海、第十五、住友、第二などは単発的であり、支払利息の少なさが借入依存の小さいことが示している。

なお、日本銀行への支払利息が27、28と31年に少額見られるが、以後日銀利用は終息する⁽¹⁾。

- (1) 明治 27 年の借入利息 1,314 円は「約束手形 90 日間利子」とあり、27, 28, 31 年の手形割引料は、鐘紡手形 7 万円の割引料 741 円以外の 4 件とも松沢与七名義約束手形の割引であった。松沢名義約手の割引は三井銀行でもしばしばあり、物産が日銀、三井をどう使い分けていたのか明らかでない。

6. むすび

合名会社期における物産の銀行取引を示す材料は極めて少なく、唯一とも云うべき貸借対照表も内容を検討すると誤り、曖昧な表示を含み、そのまま信用することができない。そこで元帳から諸勘定科目を検証して、銀行取引の枠組み・推移を探し出したのが本稿であり、ファクト・ファインディングの役割を果たしたはずである。そこから得られた要点をいくつか列挙しておこう。

第 1 に、預金面では本支店社員の戦時貯金(三井銀行別口勘定)や信用状担保としての預金(香港上海銀行別口勘定)が一時期あったものの、当座預金以外に一般的な預金は見当たらなかった。預金利息受取の有無から預金の存在を検証したが、やはり見当たらない。当座借越の担保預金がありそうに思うがそれもなく、全体として預金するだけの余裕資金もないということであろうか。

当座預金は三井、第一、正金、香港上海の 4 行にあり、三井は終始一貫活発に利用され、第一はなぜか中断の時期がある。当座借越が三井、第一、正金に発生しているが、三井が断然多額かつ頻繁な利用、第一、正金は少額、香上はほとんどなし、と利用度を大きく異にしている。

第 2 に、借入面で特定目的の借入金が三井銀行(豊国炭坑援助資金)、横浜正金銀行(石炭荷為替の前借金)、日本興業銀行(中国の漢陽鉄廠貸金の調達)に一時期発生しているが、一般的借入は証書借入、約束手形振出、当座借越の形式で行われている。当該期の前半では証書借入と当座借越が多用され、後半期では約束手形振出がほとんどを占めていた。

第 3 に、借入を銀行別に仕訳すると、三井銀行が累計で格段に多額であり、鴻池、第一、正金、川崎、台湾と続く。各年別でも三井は多くの年で最大の借入先であるが、明治 38 年は川崎、正金、42 年は鴻池、台湾の方が多かった。三井を中心に第一、正金を副とする借入体制が、41、42 年には三井中心は変わらないとしても鴻池、台湾にも依存する体制へと変化したのである。創業期と比較すれば、借入銀行はやや多様化したといえよう。また、銀行借入ではないが、大蔵省借入と三井家同族会借入もある。前者は明治 34 年まで続き、一時は 500 万円に及んだが、元帳からはその内容は把握できなかった。後者は短期借入を

繰り返し、物産の資金繰りを助けたと推測される。

最後に、残された問題に付言しておこう。

本稿では、物産の銀行取引として借入と預金を取り上げてその解明に努力した。借入では借入金、当座借越、実質上の借入としての支払手形、手形割引を問題としたが、手形割引は元帳の記載が不適切のため、網羅できなかったかも知れない。しかし銀行との取引には借入・預金だけでなく、送金関係、支払承諾関係、外国為替関係などもある。それらはそれらなりに多様な内容を持ち、別途の考察を要するので、本稿の考察から除いてある。

また、本稿が解明できたのは物産本店の借入・預金であって、支店でそのそれには及んでいない。物産の「事業報告」に登場する金融表では、支店で当座預金・借越、借入金、割引手形、外国為替手形支払承諾高、銀行信用使用高が銀行別に掲げられている。支店の元帳があれば解明の道もあろうが、目下のところその道はみえない。したがって本店元帳から把握できた借入・預金の実態と支店レベルのそれとの接合を模索せねばなるまい。

さらに、外国銀行との取引拡大が支店長会議などでも強調され、実際に信用を引き出していたはずであるが、海外支店で銀行取引となっているとすれば、それとの接合も考えねばならない。それらは今後の課題である。

〔付記〕 本稿は三井文庫所蔵の三井物産元帳に全面的に依存している。元帳の閲覧、複写では今回も同文庫の永井・大塚両氏に大変お世話になった。厚くお礼を申し上げます。

付 表 支払手形(26~42)借入・返済対応

(金額単位:円)

借入日	摘要	番号	借入金額	返済日	日数	返済金額
26 3 11	#295約手三銀工振出ス 6月8日限	1	10,000	26 5 31	81	20,000
26 3 23	#297約手三銀工振出ス 6月20日限	1	10,000		69	
26 5 31	三銀引借入金ニ対シ内入シ残口々 2月ヨリ4月迄/分	1	63,600			
27 1 18	第324号約束手形 17/4限 三井銀行へ振込	1	100,000	27 2 20	33	100,000
27 2 27	#330約束手形三井銀行振出4月26日限	1	150,000	27 5 26	88	30,000
				27 5 28	86	120,000
28 1 24	約束手形#379三井銀行へ振出 4月22日限	1	77,000	28 4 22	61	77,000
28 4 22	#387約束手形三井銀行へ振出7月19日限	1	30,000	28 7 19	88	30,000
28 4 22	#388 " 7月29日限	1	30,000	28 7 29	98	30,000
28 7 9	#391約束手形上田理事名義10月11日限三銀へ振出	1	30,000	28 10 11	94	30,000
32 2 28	#177 8/5/32限約手一銀へ振出ス	2	150,000	32 5 8	69	150,000
32 7 28	#265 約手第一銀行振出 10/9	2	60,000	32 9 11	45	60,000
32 8 24	#290 約手第一銀行宛 12/10限	2	100,000	32 10 12	49	100,000
33 6 4	三銀宛振出手形#423 2/8限	1	300,000	33 8 2	59	300,000
33 6 18	#437~439約手 3/9限	1	149,600	33 7 18	30	61,300
				33 7 31	43	17,800
				33 7 31	43	70,500
33 6 18	#440-441約手 13/9限	1	247,900	33 7 31	43	94,300
				33 7 31	43	153,600
33 6 26	#443約手 18/9限	1	76,400	33 7 31	35	76,400
33 6 26	#444約手 22/9限	1	103,700	33 7 31	35	103,700
33 7 11	#449-451約手 8/10限	1	107,800	33 7 31	20	59,100
				33 7 31	20	23,800
				33 7 31	20	24,900
33 7 18	振出約手#453三銀宛 15/10限	1	70,000	33 7 31	13	70,000
33 7 18	振出約手#454三銀宛 15/10限	1	20,200	33 7 31	13	20,200
33 7 25	#49-88買入証券ニテ三銀割引入期限22/10	1	100,000	33 7 31	6	100,000
33 7 27	買入証券(省略)12通 三銀割引ス 24/10限	1	18,300	33 7 31	4	130,100
33 7 27	同 12通 同	1	111,800			
33 4 14	#393約手 7/5限	3	162,081	33 5 7	23	162,081
33 4 27	#399約手 27/5限	3	27,594	33 5 28	31	27,594
33 5 4	#405 当社振出正金 割引 3/7限	3	72,417	33 5 30	25	72,417
33 5 18	正金銀行宛約手#414 28/5限	3	144,001	33 5 28	10	144,001
33 5 30	正金銀行宛約手#418 20/6限	3	175,778	33 6 9	10	175,778
33 6 12	正金銀行宛約手#435 11/8限	3	143,898	33 6 20	8	143,898
33 7 4	#448約手正金宛分3/8限	3	101,112	33 8 29	56	101,112
33 7 27	正金宛約手#463 24/10限分	3	110,000	33 7 31	4	110,000
33 8 3	十五銀行宛 #471	5	30,000	33 10 22	80	30,000
33 8 3	同 #472	5	30,000	33 10 31	89	30,000
33 8 3	同 #473	5	40,000	33 10 1	59	40,000
33 6 29	#445約手 26/9限	99	200,000			
34 2 21	振出手形#551	2	51,000	34 5 7	75	51,000
35 3 29	伝2948 本店振替約手#584 7/4限	1	50,000	35 4 5	7	50,000
35 3 29	伝2948 本店振替約手#585 7/4限	1	100,000	35 4 15	17	100,000
37 1 15	#534 約手 13/2限三井銀行振出借入	1	500,000	37 2 13	29	500,000
37 1 19	#538 約手 #2 13/12限三井銀行引借入	1	260,000	37 2 13	25	260,000
37 1 20	#540 約手 #3 13/2限三井銀行借入	1	240,000	37 2 13	24	240,000
37 2 13	C577 #10約手 三銀宛分 10/3限	1	1,000,000	37 6 22	130	400,000
37 3 10	C613 約手#10 9/4限 三銀引借入	1	200,000	37 6 25	133	200,000
				37 6 30	138	200,000
				37 7 2	140	150,000
				37 7 7	145	100,000
				37 7 11	149	150,000
37 3 3	1302 #9三銀宛約手 10/3分	1	200,000	37 3 10	6	200,000
37 4 18	C658 三井銀行引約手#16 27/5限日歩1銭9厘	1	140,000	37 5 27	39	140,000
37 4 25	C666 約手#17 三銀引借入 24/5限日歩1銭9厘	1	360,000	37 5 24	29	360,000
37 7 11	C776 振出手形#32 9/8限 三井銀行引借入	1	150,000	37 8 9	29	150,000
37 7 13	C782 振出手形#33 11/8限 三井銀行引借入	1	150,000	37 8 11	29	150,000
37 7 19	C790 振出手形#34 17/8限 三井銀行引借入	1	150,000	37 8 17	29	150,000
37 7 25	C797 振出手形#35 25/8限 借入	1	100,000	37 8 23	29	100,000
37 8 6	C812 三井銀行引借入約手#36 9/9限	1	150,000	37 9 9	34	150,000
37 8 8	C815 三井銀行引借入約手#37 12/9限	1	150,000	37 9 12	35	150,000
37 8 11	C818 約手#41 19/9三銀引借入	1	150,000	37 9 19	39	150,000
37 8 12	C821 約手#42 20/9三銀引借入	1	150,000	37 9 20	39	150,000
37 8 13	C821 約手#43 22/9三銀引借入	1	250,000	37 9 22	40	250,000
37 8 15	C823 三銀借入約手#44 24/9限	1	100,000	37 9 22	38	100,000
37 8 17	C826 三銀借入約手#46 24/9限	1	150,000	37 9 22	36	150,000
37 9 9	C854 約手#51 8/10三銀引借入	1	150,000	37 10 8	26	150,000
37 9 12	C857 振出約手#52 12/10三銀引借入	1	250,000	37 10 12	30	250,000
37 9 12	C854 約手#53 12/10三銀引借入	1	200,000	37 9 29	17	200,000
37 9 12	C854 約手#54 12/10三銀引借入	1	200,000	37 10 20	38	200,000

37	9	28	C671 約手#60 27/10三銀引借入	1	200,000	37	10	27	29	200,000
37	10	1	C876 三銀振出約手#67 20/10限ニ借入	1	150,000	37	10	20	19	150,000
37	10	20	C886 三銀約手#74	1	300,000	37	11	25	36	300,000
37	10	27	C886 三銀約手#80 2/12限	1	300,000	37	12	2	36	300,000
37	7	4	C767 約手#28 2/8限第一銀行へ振出	2	150,000	37	8	2	29	150,000
37	7	4	C767 約手#29 2/8限第一銀行へ振出	2	150,000	37	8	12	39	150,000
37	8	8	C815 第一銀行引借入約手#38 6/9限	2	200,000	37	9	6	29	200,000
37	9	29	C874 約手#64 20/10第一銀行引借入	2	100,000	37	10	20	21	100,000
37	9	29	C874 約手#65 5/11第一銀行引借入	2	100,000	37	10	27	28	100,000
37	9	30	C875 約手#66 11/10第一銀行引借入	2	100,000	37	10	11	11	100,000
37	12	8	c940 振出約手#91ニ第一銀行引2/3/38	2	300,000	38	3	2	84	300,000
37	12	8	c940 振出約手#92ニ第一銀行引7/3/38借入	2	300,000	38	3	7	89	300,000
37	12	20	2645 約手(第一)97 4/2	2	150,000					
37	12	20	2645 約手(第一)98 10/2	2	150,000	38	2	10	52	150,000
37	8	22	C830 振出約手#48十五銀行借入24/9限	5	50,000	37	9	22	31	50,000
37	8	22	C830 振出約手#49十五銀行借入28/9限	5	50,000	37	9	28	37	50,000
37	8	20	C829 振出約手#47住友銀行借入 3/10限	22	100,000	37	10	1	42	100,000
37	7	5	C768 約手#30 16/8限川崎銀行借入	23	200,000	37	8	16	42	200,000
37	7	8	C773 約手#31 20/8限川崎銀行引借入	23	200,000	37	8	20	43	200,000
37	8	8	C815 川崎銀行引借入約手#39 16/9限	23	200,000	37	9	16	39	200,000
37	8	16	C825 振出約手#45川崎銀行借入 26/9限	23	200,000	37	9	26	41	200,000
37	11	28	C925 川崎銀行引振出約手#87 15/2/38限ニ借入	23	100,000	38	2	15	79	100,000
37	11	28	C925 川崎銀行引振出約手#88 25/2/38限ニ借入	23	200,000	38	2	25	89	200,000
38	6	15	C160 三井銀行振出約手#128 23/6限借入	1	250,000	38	6	23	8	250,000
38	12	4	817 三銀 28/11振手#163ニ借入分返却入	1	100,000	38	11	30	?	100,000
38	12	4	同 #164	1	50,000	38	11	30	?	50,000
38	4	28	C103 第一銀行振出約手#118 17/6限借入	2	300,000	38	6	17	50	300,000
38	5	1	C106 第一銀行振出約手#119 25/5限借入	2	300,000	38	5	25	24	300,000
38	7	24	C205 振出約手#145 1/9限借入第一銀行引	2	200,000	38	8	28	35	200,000
			(C333正金銀行 14/4限約手#107ニ借入金返却)			38	5	13		150,000
38	5	1	C106 正金銀行振出約手#120 20/5限借入	3	290,000	38	5	20	19	290,000
38	5	3	C110 正金銀行振出約手#120 30/6限借入	3	260,000	38	6	30	58	260,000
38	6	17	C166 正金銀行振出約手#130 15/7限借入	3	300,000	38	7	15	28	300,000
38	7	27	C211 正金銀行引借入 振出約手#147借入	3	300,000	38	9	5	40	300,000
38	4	24	C95 第二銀行振出約手#113 29/5限借入	20	100,000	38	5	1	7	100,000
38	4	24	C95 第二銀行振出約手#114 5/6限借入	20	100,000	38	5	1	7	100,000
38	4	19	C92 振出約手#108 7/6限借入川崎銀行引	23	100,000	38	5	1	12	100,000
38	4	20	C93 川崎銀行振出約手#109 3/6限借入	23	200,000	38	5	1	11	200,000
38	4	22	C93 川崎銀行振出約手#110 31/5限借入	23	100,000	38	5	1	9	100,000
38	4	22	C94 川崎銀行振出約手#111 20/6限借入	23	200,000	38	5	1	9	200,000
38	4	26	C99 川崎銀行振出約手#115 14/6限借入	23	150,000	38	5	1	5	150,000
38	7	14	C197 振出約手#140川崎銀行引借入	23	200,000	38	9	7	55	200,000
38	7	20	C212 川崎銀行引借入振出手形#142 12/9限借入	23	100,000	38	9	12	54	100,000
38	7	22	C203 振出約手#143 21/8限借入川崎銀行引	23	150,000	38	8	21	30	150,000
38	2	10	C17 振出約手#103 10/4借入	99	600,000	38	4	10	59	600,000
38	2	10	C17 振出約手#104 10/4借入	99	270,000	38	4	10	59	270,000
39	1	12	C414 振手#1 11/4限ニ借入 8%	1	600,000	39	4	11	89	600,000
39	1	29	C432 振手#4 11/4限借入 年8朱/割	1	200,000	39	4	11	72	200,000
39	2	5	C441 振手#7 11/4限借入三銀引	1	200,000	39	4	11	65	200,000
39	4	11	C518 振手#10 10/7限借入三銀引	1	1,000,000	39	4	20	9	60,000
						39	5	25	44	50,000
						39	6	5	55	50,000
						39	5	25	44	50,000
						39	6	5	56	50,000
						39	7	2	82	60,000
						39	9	1	143	80,000
						39	9	7	149	50,000
						39	10	4	176	50,000
						39	10	8	180	600,000
39	6	21	C599 三井銀行引振出手形#18 25/7限引借入金入	1	150,000	39	7	25	34	150,000
39	6	21	" #19 30/7 " "	1	150,000	39	7	30	39	150,000
39	10	8	C753 振出手形#30 7/12限引借入年8分 三井銀行分	1	600,000	39	10	23	15	50,000
						39	11	1	24	100,000
						39	12	7	60	450,000
39	12	7	C825 三井銀行振出手形#42 4/2/40限引借入ル	1	450,000	40	2	5	60	450,000
39	12	7	C827 振出手形#43 25/1/40限引借入日歩7厘	1	150,000	40	1	25	49	150,000
39	12	8	" #44 28/1/40限引三井銀行引借入ル	1	350,000	40	1	28	51	350,000
39	12	8	C829 振出手形#45 5/2限引正金銀行引借入ル	3	150,000					
39	12	10	C832 正金銀行振出手形#46 7/2/40限引借入ル	3	150,000					
39	6	23	C603 第十五銀行引振出手形#21ニ借入20/7限引	5	100,000	39	7	20	27	100,000
39	6	25	C608 振出手形#22 18/7限引十五銀行引借入金入	5	100,000	39	7	18	23	100,000
39	6	25	" #23 10/8限引 "	5	100,000	39	9	10	77	100,000
39	6	27	C610 振出手形#24 15/8限引借入ル	2	300,000	39	9	15	80	300,000
40	1	4	C868 三井銀行振出手形#21 4/3限引借入	1	600,000	40	3	4	59	600,000

40	1	17	"	"	"	#6	18/3	利子6%	1	1,000,000	40	3	18	60	1,000,000	
40	1	28	C890	"	"	#11	25/3	限り借入	1	350,000	40	3	28	59	350,000	
40	2	1	C899	三井銀行	振出手形#15	18/3	限り借入	1	400,000	40	3	18	45	400,000		
40	2	5	C906	"	"	#16	6/4	"	1	450,000	40	2	14	9	50,000	
											40	3	25	48	100,000	
											40	4	6	60	300,000	
40	2	5	"	"	"	#17	2/4	"	1	200,000	40	4	2	56	200,000	
40	2	8	"	三銀	"	#21	50,000	借入金7/3	1	487,309	40	3	5	25	487,309	
40	2	15	C526	三銀	引入	振出手形#12	2/3	限り借入	1	489,795						
40	3	4	C945	三銀	振出手形#25	12/4	限り借入	1	500,000	40	4	12	39	500,000		
40	3	11	C9525	三銀	振出手形#29	19/4	限り借入	1	300,000	40	4	19	39	300,000		
40	3	18	C960	振出手形#31	6/5	限	入	三井銀行	1	400,000	40	5	6	49	400,000	
40	3	18	"	"	"	#32	10/5	"	1	1,000,000	40	4	29	42	200,000	
											40	4	30	43	250,000	
											40	5	14	57	250,000	
											40	5	17	60	300,000	
40	3	25	C965	三井銀行	引入	振出手形#34	11/5	限り借入	1	200,000	40	5	11	47	200,000	
40	3	27	C967	三銀	振出手形#35	3/5	限り借入金	1	150,000	40	5	3	37	150,000		
40	3	28	C972	"	"	#36	3/5	"	1	350,000	40	5	3	36	350,000	
											40	4	26		100,000	
40	4	6	C282	三井銀行	振出手形#41	5/6	限り借入	1	200,000	40	5	19	43	200,000		
40	4	9	C286	"	"	#42	7/5	限り	1	300,000	40	5	17	38	300,000	
40	4	12	C991	"	"	#43	21/5	"	1	250,000	40	5	21	39	250,000	
40	4	19	C997	"	"	#44	7/6	"	1	150,000	40	6	7	49	150,000	
40	5	1	C1012	三銀	振出手形#47	27/5	限り借入	1	150,000	40	5	27	26	150,000		
40	5	6	C1015	"	"	#48	1/6	"	1	100,000	40	6	1	26	100,000	
40	5	6	"	三井銀行	引入	振出手形#49	14/6	限り借入	1	200,000						
40	5	11	C1021	三銀	振手#51	24/6	限り借入	1	200,000	40	6	24	44	200,000		
											40	8	12		200,000	
40	6	20	C1075	三井銀行	振出手形#55	8/8	限り	1	200,000	40	8	8	49	200,000		
40	6	20	"	"	"	#56	19/8	"	1	300,000	40	8	19	60	300,000	
40	6	24	C1082	三銀	振出手形#57	22/8	限り借入	1	200,000	40	8	22	59	200,000		
40	1	29	C895	第一銀行	振出約手#13	限り借入	2	150,000	40	2	27	29	150,000			
40	2	8	C895	第一銀行	振出約手#20	15/3	限り借入	2	200,000	40	3	15	35	200,000		
40	3	11	"	第一銀行	"	#28	17/11	"	2	200,000	40	4	17	37	200,000	
39	12	25	C56	第一銀行	振出手形#52	借入	2	100,000	40	2	2	39	100,000			
39	12	27	"	"	"	#53	23/2	限り	2	200,000	40	3	30	93	200,000	
											40	2	5		150,000	
											40	2	7		150,000	
40	2	6	C907	正金銀行	振出手形#18	6/4	限り借入	3	100,000	40	4	6	59	100,000		
40	2	7	C909	"	"	#19	8/4	"	3	150,000	40	4	8	60	150,000	
40	3	30	J13	26/1	入帳	正金銀行	振出手形#12	26/3	限り	3	100,000	40	3	26	?	100,000
40	3	9	C950	川崎	銀行振出手形#27	22/11	限り借入	23	100,000	40	4	22	44	100,000		
40	12	21	C1297	三銀	振出手形#80	18/2	限り借入	1	550,000	41	2	18	59	100,000		
41	1	13	"	三井銀行	"	#7	12/3	"	1	300,000	41	3	12	59	300,000	
41	1	28	C1348	三井銀行	引入	振出手形#9	2/3	限り借入	1	1,050,000	41	3	2	34	1,050,000	
41	2	18	C1374	三井銀行	引入	振出手形#15	7/4	限り借入	1	550,000	41	4	7	49	550,000	
41	2	26	C1388	振出手形#29	20/4	限り	三井銀行	引借	1	500,000	41	4	21	55	500,000	
41	3	2	C1393	三井銀行	引振出手形#31	10/4	限り借入	1	1,000,000	41	4	10	39	1,000,000		
41	3	12	C1405	三井銀行	引入	"	#34	9/5	限り借入	1	300,000	41	5	9	58	300,000
41	3	30	C1424	三井銀行	引入	"	#38	30/4	限り借入	1	1,300,000	41	4	30	31	1,300,000
41	4	7	C1433	三井銀行	引振出手形#42	20/5	限借入	1	550,000	41	5	20	43	550,000		
41	4	9	C1437	振出手形#43	28/5	限借入	1	550,000	41	5	27	48	550,000			
41	4	10	C1439	振出手形#44	1/6	限	三井銀行	引借	1	1,000,000	41	6	1	52	1,000,000	
41	4	13	C1441	三井銀行	引振出手形#43	6/6	限借入	1	800,000	41	6	6	54	800,000		
41	4	21	C1452	三井銀行	引振出手形#57	13/6	限借入	1	500,000	41	6	13	53	500,000		
41	4	30	C1469	三井銀行	引振出手形#53	18/6	限借入	1	1,300,000	41	6	18	49	1,300,000		
41	5	20	C1494	三井銀行	引振出手形#57	8/7	限借入	1	400,000	41	7	8	49	400,000		
41	6	1	C1514	三井銀行	引入	振出手形#58	15/7	限借入	1	1,000,000	41	7	15	44	1,000,000	
41	6	6	C1521	三井銀行	引入	振出手形#62			1	300,000	41	7	20	44	300,000	
41	6	18	C1540	三井銀行	引振出手形#64	6/8	限借入	1	800,000	41	8	6	49	800,000		
41	6	22	C1544	三井銀行	引振出手形#65	10/8	限り借入	1	400,000	41	8	10	49	400,000		
41	7	8	C1559	三井銀行	"	#73	5/9	"	1	300,000	41	9	5	59	300,000	
											41	9	8		300,000	
41	9	8	C1647	三井銀行	引	"	#83	3/10	"	1	300,000					
41	1	13	C1325	第一銀行	引入	振出手形#6	7/3	限り借入	2	300,000	41	3	7	54	300,000	
41	2	19	C1377	正金銀行	振出手形#16	~#27	12	通4月18日	限り借	3	567,666	41	4	18	59	567,666
41	4	18	C1448	正金銀行	引振出手形#46-50	16/6	限借入	3	280,000	41	6	16	59	280,000		
41	10	16	C1762	正金銀行	"	#91	24/1/09	"	3	150,000						
41	1	9	C1321	川崎	銀行引入	振出手形#1	17/2	限り借入	23	100,000	41	2	17	39	100,000	
41	1	9	"	"	"	#2	27/2	"	23	100,000	41	2	27	49	100,000	
41	2	17	C1321	川崎	銀行引入	振出手形#4	16/4	限り借入	23	100,000	41	4	16	59	100,000	
41	2	27	C1389	川崎	銀行引振出手形#30	テ	14/4	限り借入	23	100,000	41	4	14	47	100,000	
41	1	9	"	鴻池	銀行引入	"	#4	7/2	"	24	200,000	41	2	7	29	200,000

